

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第6回）議事録

- 1 日時 令和7年1月28日（火）9:00～12:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第6号館B棟11階大会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、滝澤委員、仲上委員、日高委員、
増田委員、山田委員

【公正取引委員会事務総局】

岩成経済取引局長、佐久間官房審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、
こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ 討議

法第7条及び第8条に係る規定についての討議

○依田座長 それでは、定刻になりました。ただいまから、第6回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、梶田佳江委員が御欠席です。石井委員、川濱委員、伊永委員、仲上委員、増田悦子委員、日高委員及び山田委員はオンラインでの御出席です。なお、増田悦子委員は11時頃に御退席される予定です。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○稲葉室長 本日は、新法の第7条及び第8条に係る規定について、第7条各号の論点、第7条及び第8条のただし書、正当化事由の論点、第8条各号の論点の三つのパートに分けて、事務局からそれぞれ説明をしまして、委員の皆様にご議論いただければと思います。

また、本日は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課の大内康次課長にもお越し

いただいております。大内課長からは、2 番目のパートの正当化事由について御議論いただく際に、総務省におけるスマートフォンのプライバシーやセキュリティの確保を図るための取組について御説明を頂きます。

また、本日の議事録につきましては、いつもどおり、発言者の御確認を経た上で公表いたします。

また、本日も記者ブリーフィングを予定しておりますので、皆様からの御発言の中に記者に対して発言を控えるべき内容がありましたら、その旨おっしゃっていただければ幸いです。

以上になります。

○依田座長 それでは、新法の第7条及び第8条に係る規定について、資料1に基づき、三つのパートに分けて、事務局から御説明を頂きます。各パートの説明の終了後、御意見や御質問のある委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、最初に法第7条各号の論点について、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料1の3ページを御覧ください。

7条は、基本動作ソフトウェア、つまり、OSについての指定事業者の禁止行為を大きく二つ定めております。

一つ目が7条1号でして、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げることを禁止しております。

この「妨げる」という文言に関しては、これまでの国会審議などでも、幅広い行為をカバーできるようにこうした文言を使用しているということを説明してきましたが、具体的にどういった行為がこれに該当するのかなどについて、ガイドラインで考え方を明確化していくことが適当ではないかと考えております。

4ページを御覧ください。

まず、ガイドラインでは、一般的な考え方を示すことができないかと考えております。

この点、この規定の趣旨を踏まえますと、「妨げる」という文言については、参入を阻害するような様々な行為を含むということで、他の事業者によるアプリストアの提供を直接的に制限することだけでなく、他の事業者のアプリストアの提供の継続を困難にさせたり、また、新たなアプリストアの提供の開始を困難にするなどの行為を含むという考え方を示していくことができないかと考えております。

また、こうした行為の評価においては、これらを困難にさせる蓋然性を考慮することが考え

られるのではないかと考えているところです。

こうした一般的な考え方を示した上で、解釈の明確化の観点から、この蓋然性が高い行為に関して、ガイドラインにおいてできるだけ具体例を盛り込んでいくことができないかと考えております。

5 ページを御覧ください。

幾つか具体例を並べておりますが、今後も関係事業者などとのコミュニケーションを継続していく中で、更に適当なものがあれば、具体例をできるだけ追加していきたいと考えておりますし、また、今御覧いただいています具体例に関しても、実際にガイドラインに記載するに当たっては、記載ぶりを含めて、更なるブラッシュアップを図っていきたいと考えているところです。

幾つか御紹介いたしますと、これは実際に想定し得るものを念頭に書いておりますが、例えば一つ目の丸を御覧ください。こちらは、新規参入をする代替アプリストアについて、指定事業者が事前に審査を行うケースを念頭に書いております。こうした審査を行う際に合理的な理由なく特定の代替アプリストアが不利になるような運用を行う場合を具体例として掲げております。

また、二つ目の丸では、代替アプリストアから提供されるアプリの審査を指定事業者が行う場合ということで、この検討会のヒアリングにおいてもAppleの方から、EUでは公証、つまり、ノータライゼーションとしてこのような対応をされているという説明がありましたが、こうしたことを念頭に、この代替アプリストアで提供するアプリに関して、その大多数又は全てを利用できないようにしてしまうと、代替アプリストアの提供が困難になることから、これも問題となるおそれのある行為として掲げているところです。

それから四つ目ではありますが、これは手数料の関係で、OSの利用料等の名目で金銭的な負担を求める場合に、当該金銭的負担と代替アプリストアの手数料の合計額が、指定事業者自身が運営をしているアプリストアの手数料の額以下となるように設定することが困難となる場合、こうしたことも考え方として示していくことができないかと考えているところです。

続けて、6 ページを御覧ください。

次は7条2号についてです。こちらの規定は、スマートフォンの機能で指定事業者が利用するものについて、同等の性能で他の事業者が利用することを妨げることを禁止しております。

こちらについても「妨げる」という文言を使っておりますので、同様に、その解釈の明確化

を図っていくとともに、この法文上の文言について幾つか整理をしていくことができないかと考えております。

まず一つ目が、7ページになりますが、この7条2号の規律の対象となる機能の範囲についてであります。

こちらについては、aとして、指定事業者がアプリにおいてOSの機能を利用している場合に加えまして、bとして、指定事業者がアプリと事実上一体として提供している商品などにおいてOSの機能を利用している場合、これも含むという整理が可能なのではないかと考えているところです。

例えば、スマートウォッチに関してはスマホと連携をして使用するわけですが、そうしたウェアラブルデバイスなどの設定をスマホで操作する際に用いられる、いわゆるコンパニオンアプリを通じてOSの機能を利用しているという評価が可能なのではないかとということで、このような整理をしているところです。

次に、8ページを御覧ください。

「同等の性能」の考え方についてです。こちらにつきましましては、特定の機能を用いる場合に、複数の技術的な方式や規格がある場合があるかと思いますが、そうした場合には、それらによって実現される性能が同等であれば、いずれの技術方式の利用を認める場合であっても、同等の性能の要件を満たすという整理をすることが適当ではないかと考えておりまして、ガイドラインには、指定事業者が利用するOSと同一のものとすることを必ずしも要しないといった考え方を明確化していったらどうかと考えております。

次に、9ページを御覧ください。

三つ目の論点といたしまして、「他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」の考え方についてであります。こちらは、指定事業者が提供するアプリと他の事業者が提供するアプリの間に競争関係を要するかという論点になります。

こちらにつきましましては、この第7条第2号の規定の趣旨について、自己優遇を通じた競争者排除の防止という点に加えまして、OS機能の利用の可否などの条件設定を通じた他の事業者の事業活動を制約する行為の防止といった趣旨も含まれているということで、この後者の観点に立てば、必ずしも競争関係にあることを要しないといった整理が可能なのではないかと考えております。

次に、10ページを御覧ください。

四つ目の論点といたしまして、「妨げる」についてであります。こちらについても、先ほどの7条1号と同様に、一般的な考え方を示しつつ、具体的な事例をできるだけ示していきたいと考えております。

基本的な考え方は先ほどの1号と同様でして、OS機能の利用自体は認めつつ、契約上の条件や技術的な制約を課すなどによって、OS機能の利用を困難にさせる行為を含むといった考え方を示してはどうかと考えております。

また、この「妨げる」に該当しないケースとして、例えば、無償で、かつ制約なく、この機能の利用を認めている場合であるといった考え方も示していけないかと考えております。

また、7条1号と同様に、この利用を困難にさせる蓋然性を考慮するということを示しつつ、具体例として、11ページになりますが、幾つかの想定され得るケースを念頭に、具体的な考え方を示していきたいと考えております。

例えば、二つ目の丸に記載ございますように、新たにOSの機能を利用させる場合に、アプリのディベロッパーに対して申請を行わせることとした場合に、的確な申請が行われたにもかかわらず長期間にわたって申請を処理するために必要な措置を完了しないといったことがありますと、事実上この機能を利用することができなくなってしまうと言えるかと思しますので、こうした観点からも具体例を示していくことができないか考えているところです。

また、三つ目の丸にもございますが、このOSの機能の利用について権限を設定する画面を表示するような場合に、ユーザーに対して許可しない方向に誘導するような仕様、例えば、許可すると実際より危険性があるような印象を与える警告を表示するといったことも妨げる蓋然性のある行為ということで具体的に示していくことができないかと考えているところです。

私からの説明は以上になります。

○依田座長 どうもありがとうございました。

委員の皆様の中で、ただいまの事務局の説明につきまして御意見や御質問がございましたら、挙手をして御発言いただく形で進めたいと思います。ただ、幾つか論点がありますので、カテゴリーごとに議論を進めたいと思っています。まず最初は競争政策的な観点から、第7条第1号、第2号について御意見、御質問があればそれを伺い、ひとまとまりがついたところで、事務局から御回答いただければと考えております。

ただいまの第7条第1号、第2号について、まず、競争政策的な観点で意見や質問があれば御発言いただきたいと思います。

まず滝澤先生、何か御意見などございましたら、お願いします。

○滝澤委員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

御説明いただきました内容の大筋には賛成いたしますが、幾つか質問ないしコメントがございます。

まず、スライド4ページの説明に、困難にさせる蓋然性の高さ、排除効果を考慮すると書かれていて、具体例がスライドの5枚目に挙げられていますが、排除効果の判断基準のような、要素のようなものが提示できるとより良いのではないかと思います。これまで様々なガイドライン、排除型私的独占ガイドラインですとか、流通取引慣行ガイドラインなどがございまして、これらと接続できるところは接続して、明確化を図ることが考えられるのではないかと思います。

次に、各論の7条2号の部分ですけれども、特にスライドの9枚目と10枚目について意見を申し上げたいと思います。

まず、9枚目にあります競争関係の要否というところですが、これは、立法趣旨としては、事務局から御説明いただきましたとおり、競争関係を前提としており、内閣官房デジタル市場競争本部の報告書でも競争関係のある事業者を排除することを特に問題視するような書きぶりだったと理解しております。しかし、厳密に競争関係を求めてしまいますと、やはり迂回行為などが生じる可能性が考えられ、指定事業者がうまく競争関係にならないように操作するというようなことが可能になってしまいます。また、そもそも日本の独禁法上、差別的取扱いによる排除を検討する際に競争関係は求められませんので、競争関係にこだわらずもう少し広く規制可能にするということについては賛成いたします。

その上で、スライドの7枚目に書かれておりますとおり、趣旨として①、②があるということですが、②の「自由かつ自主的な事業活動を制約する」と。これは、新法の1条の目的で言いますと、アプリストアの事業活動に不利益を及ぼすという、搾取濫用に通ずる趣旨から来ているということだと理解しております。そうしますと、今まで取引拒絶を搾取濫用の観点から規制するということは行われてこなかったと思います。理論的には私は可能だと思っているのですが、これまで非常に慎重であったところですので、従来より一歩踏み出すということをよく認識して考えておく必要があるかとは思っています。

この点、知財ガイドラインなどには技術を利用させない行為に関する記載などがありますので、これと同様に、うまく説明できるかどうかを少し詰める必要があるかもしれません。

それから、スライドの10枚目について、「妨げる」に該当しないといえるのは、無償でかつ制約なくOS機能の利用を認めている場合ではないかと事務局から御説明がありました。

これについてはもう少し慎重に考えてもいいのではないかと思います。確かに、EUのDMAには無償と規定されていて、実際に無償取引が始まっていると私も理解しているのですが、それに対しては結構批判もありますのと、無償にしている分だけどうもクオリティーが低いらしい、特にセキュリティのクオリティーなどが低いらしいということも耳にします。セキュリティ等も高めた形の取引をするということになればコストもかかりますので、それに応じた対価はあってもよいのではないかと思います。

もっと言いますと、知的財産権が付着している場合も多いと想像します。そのような場合も含めて一般的に無償で制約なくと書いてしまいますと、知的財産権との関係でよいのかという問題があります。この点については、立法の段階で検討されて、無償という文言は落としたという理解ですので、それをガイドラインで書いてしまうのは妥当でないように思います。もちろん、対価が幾らという算定が難しいということが背景にあるのはわかりますけれども、「無償で」ということをこのように書いてしまうというのは少し行き過ぎではないかという感想を持っております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

滝澤先生が今指摘されたところは大変重要な論点なので、丁寧に一つ一つ議論し、ほかの先生方から各論点について御意見を伺えればと思います。

まずは事務局に回答していただきましょうか。お願いいたします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

まず1点目の御指摘、この蓋然性の評価、判断の基準をもう少し具体的に示していくことができないかというのは、非常に重要な御指摘だと思っております。我々も今後、ガイドラインではできるだけ具体的な考え方を示していくことが重要だと思っておりますので、今、先生から御指摘を頂いた点も含めて、どのような形で明確化を図っていくことができるかということを引き続き検討していきたいと考えております。

なお、一言付言させていただきますと、この新法自体は、既存の独禁法との比較でいうと、いわゆる効果要件を立証することなく違反認定ができる建て付けにしているところですので、競争制限効果などについて、独禁法と同じような観点で評価していくというよりは、飽くまで

もこの妨げる蓋然性について、どのような観点で評価をしていくかということで考え方を整理することができないか、検討していくことができればと思っております。

それから、2点目の競争関係に関しましては、これも御指摘いただいたように、理論的にどのような整理ができるかというところは引き続き、独禁法との関係も含めて、よく検討していきたいと考えております。御指摘のありましたように、取引拒絶と捉えることも可能かと思いますが、一方で、例えば支配型私的独占のようなものであるという捉え方も可能かもしれないと思っていて、いずれにせよ、こういった行為について、既存の独禁法との関係でどのような評価ができるかというところは、もう少し理論的にも考えていきたいと考えております。

最後の無償の点につきましては、こちらは、おっしゃるように、法律上は無償というところまで規定をしておりませんので、これは無償でなくても直ちに第7条第2号に抵触するというものではないと考えております。

他方で、今御紹介あったEUなどでは、これはもちろん規制に対応するということで、無償でOS機能の利用が開放されているといったことも踏まえたと、日本でも、アプリのディベロッパーにおいてできるだけこのOS機能の利用が促進されるように、できるだけ使いやすい形で開放していただくということをガイドラインに書けないかという観点から、現状、こうした無償でかつ制約のない場合には遵守していると認められるという書き方をしているところです。

いずれにしても、具体的にガイドラインにどのような記載をするかというのは、今の先生の御指摘も踏まえて、引き続き検討していければと思っておりますし、また、知的財産との関係の御指摘もありましたが、新法は独禁法の補完法ですので、従来の独禁法の運用に倣って、知的財産権の権利行使と認められる場合には7条2号には違反しないといった考え方もガイドラインで示していくことができればと考えているところです。

以上になります。

○依田座長　ありがとうございます。

滝澤委員、今の質疑応答で、追加で感想や質問があればと思いますが、いかがですか。

○滝澤委員　今のところはございません。

○依田座長　ありがとうございます。

今、山田先生から手が挙がっていますが、山田先生、今の滝澤委員の発言に関連して何かございますか。

○山田委員 ありがとうございます。

滝澤先生が正に私が申し上げたかったことを、最後の点でおっしゃったのですけれども、実際にどうワークするかという観点からも、この無償というところなのですけれども、この点については少しあえてコメント申し上げたいと思っています。

これは、経産省の方で、前のワーキンググループのときも、W I P Oの歴史、日本企業の知財がほかの国で使い放題使われて苦しんだ歴史、そのような技術、知財を守るという歴史を考えて、それから会社の権利ということも考えると、無償というのはあり得ないということでスタート時点では始まっていたのが、ここへ来て「無償」という言葉が出てきたことに、私は正直びっくりしています。

E Uがやっているからおっしゃいましたが、もう少し調べていただくと、E Uでも当初無償でやろうとして始まりましたが、今様々なことが生じています。その辺りを考えると、E Uがやっているから金太郎あめのように日本でもやるというアプローチ自体、非常にリスクがあって、これからE Uのプロセスで揺り戻しが来たときに、日本もどうなるのかという論点が必ず生じてしまいます。

法律的に言うと、独禁法VS知財だという点は正におっしゃるとおりだと思います。日本で独禁法VS知財という案件は余りないかもしれないのですけれども、私自身は欧州の案件でしばしば出くわすトピックで、結局、無償、知財権全部無視で落ち着くことはあり得ないわけです。結局、費用を回収できるから知財になるような技術を開発しているわけであって、それを全部無償で提供、例えば、考え方としては、O Sの中においては、様々な機能がS E P、スタンダード・エッセンシャル・パテントと同じようなスタンダードの機能だから、だからほかの人に開放しないといけないという発想は、かなり無理がある。仮にS E Pの条件だと考えたとして、S E Pの独禁法との折り合いの着地点というのは他のケースでどうなっているかと考えると、せめてF R A N D条件ですよね。無償というのはあり得ないと。皆さん知財のライセンスのフィーのぎりぎりの交渉を経験された方は御存じだと思いますが、どのぐらいコマーシャル上ぎりぎりのところでこの交渉が行われるかは、切実なものがあります。そこを飛ばして「無償」という乱暴な議論は、やはりあり得ないと思います。だから、もちろんそのほかの形で競争は確保しないといけないということはあるのですけれども、ここはやはり、先進国の法治国家の法律体系として、知財を無償で放棄しろというのは絶対にあってはならないと思います。

他方で、先ほど滝澤先生もおっしゃっていましたが、では、何が正しい価格なのかと。

これは、プレダトリープライシングとか様々なところで、何がコストなのかというのはものすごく難しい計算だということは重々承知で、さらに、そこがコマーシャルの交渉の主戦場なので、答えはないというのは分かっていますけれども、そこを、この法律で何か介入するのであれば、その着地点を、フィクションにならざるを得ないのかもしれないですけれども、何とかつじつまを合わせる落としどころを作る。そこが腕の見せどころだと思います。

それを投げ出して無償というのは、戻りますけれども、やはり法治国家の放棄だと思います。これまで私自身もWTOなどの仕事をしてきましたが、日本政府としても、WIPOや、その知財を日本の企業がどれだけ他国企業に使われて苦しんだかという歴史を考えて頑張ってきたわけで、それをほかの国の会社にはやっていいのかと、そのような話だと思います。それを発言させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○依田座長 ありがとうございました。

第7条第2号のここの論点で先にもし御意見等があれば一通りお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

川濱先生、お願いいたします。

○川濱委員 どうもありがとうございます。

無償に関する問題で、意見が分かれるのはよく分かります。簡単な話ではございませんが、ただ、山田先生の御発言は少し誤解があるような気がいたします。

もともとこの手のOSの開放に関しては、かつてのWindowsの時代から、基本的にみんなに使ってもらう必要があることから無償で使わせていたものが、突然有償になった場合が念頭に置かれていたように存じます。また、かかる事例ではネットワーク効果が働くことから、知財固有の価値以外の点で決まるところもあります。つまり、本来使わせるべき、使ってもらうことによってプラスになる部分があるのが、途中で自分が独り占めするような部分や、あるいは、特定のセグメントは自分で独り占めしようというところに問題があるのだらうなというのが、議論の出発点のように思います。

さらに、有償であるとしてもその適正な価格を超えれば問題が生じることに異論は乏しいと思いますが、その対価をどのように決めればいいのかということが問題になります。他人に利用されること自体が権利者の利益であることも含めた形で考えなければいけない。無償が当事者の利益であることも少なくない。そこで、無償であることが必要な場合も少なくない。

他方、常に無償でなければならないというのもよく分かりますけれども、公正取引委員会が
このように提案している御趣旨は、どちらかというところ、こうした難しい問題があるけれども、
ある種のセーフ・ハーバーとして無償で行った場合には問題がないということの確認的な表明
と考えることができるのではないのでしょうか。それだと、非常に納得がいくところではあるか
と思います。要するに、ある種の議論を取ったときには疑わしい目で我々は見るということを
一応宣言しておく必要があるところ、基本的に無償であるということが読み取れる場合もある
と言えるということを言い切るところの代わりに、もう少し妥協的な表現というものもあるかも
分らないと。要するに、この場合には、この費用水準等々に関して常に検討が必要であると。

したがって、特定のOS機能に関して見られるように、無償で行っている場合であるならば、
これにOS機能の利用を妨げる場合とは言えないということの確認的な表示程度にとどめてお
いて、そこへ誘導するというのとは一つあり得る解かという気もしますが、いかがでしょうか。

これは確かに、本当に完全に無償ということにしていけるか、あるいは一定の対価をこの
機能に関しては認めていいのかどうかということは、個別に判断しなければいけないことでは
あるけれども、まず無償であったら問題ありませんということを出発点にするということで話
を進めたいという、そういう趣旨かなと考えております。

私の発言は以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

石井委員から挙手がありましたので、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

まず、私の意見としては、「無償でかつ制約なく、本OS機能の利用を認めている場合であ
る」と書くことについては反対意見です。山田先生がおっしゃったことに強く賛同しますし、
滝澤先生も慎重意見をおっしゃっていたという理解であります。理由としては、法解釈の域を
超えているということと、知的財産だけでなく、多くの投資を行ってきている指定事業者に介
入し過ぎということが見られるかと思えます。

EUも、DMAがよく取り上げられますが、DMAに限らず、EUの法令には必ずしも賛成
している人ばかりではないですので、EUのDMAがこうなっているからということが理由に
なるわけではないと思います。DMAに則していくことが適切な政策の方向性なのかという観
点を踏まえた議論も必要だと思っております。

私からは、この無償のところについての意見は以上になります。

○依田座長　ありがとうございます。

この論点について、ほかに何か御発言はありますか。では、上沼委員、どうぞ。

○上沼委員　すごい議論になっているところ申し訳ありませんが、私も「無償」という文言については少し疑問を持っています。「妨げる」に該当しないセーフ・ハーバーを書くというのは分かるのですが、ほかの部分はどちらかというと妨げる場合の例を書く一方で、ここだけ白抜きの部分を書くとなると、ガイドラインの書き方として少しトリッキーになると思います。そうすると、普通に読んでいくと、この無償の部分が目に留まってしまって、このインパクトがすごいのです。そうすると、ほかにはねる可能性があり、例えばコンソールゲームのプラットフォームなどもお金を取っているのではこれはどうするのかといった議論になる可能性があるのは、余り望ましくないと思います。そういう意味で、セーフ・ハーバーを記載するという御趣旨は分かりますけれども、もう少しびっくりするような文言ではない方がいいかと思います。

以上です。

○依田座長　ありがとうございます。

伊永先生、今まで委員の様々な御意見を伺ってきたところで、上手に着地点を見付けるとしたら、何かいいアイデアはありませんか。

○伊永委員　ありがとうございます。

まず、公正取引委員会の方で「無償で」と提案したのは、この重要な第7条第2号を本気で運用する必要があるという心意気の表れだと思っています。この条文、非常に重要で、今後発展していくウェアラブル端末だとかVRだとか、そのような機器とOSとを繋ぎ、スマホの機能を外部に開放していく際には、この条文でやっていくことになるわけです。大きなビジネスチャンスを秘めていますので、ここが塞がれると、他社のウェアラブル端末とかが発展しにくくなってしまうということで、第7条第2号、非常に重要だと思っています。そのため、ここで議論されるということは極めて的確というか、重要なことかと思っています。

その上で、「無償で」という表現ですけれども、もともとの内閣官房での議論は、もう既に山田先生から出ましたが、WTO協定の一つにTRIPS協定がありますが、その知的財産権の強制ライセンスという問題に該当しそうで、ひょっとしたらWTO違反になってしまうことを無視できないというものでした。今、WTOの紛争処理機能はほとんど機能していませんけれども、世界情勢を踏まえると提訴リスクはむしろ上がっていますので、ここで余り

訴訟リスクを高めることは良くないというのはおっしゃるとおりかと思います。

一方で、知的財産権の行使と認められる場合も無償でとはならないことは事務局資料でも自認しているかと思うのですけれども、OSの各種機能を外部の方に利用してもらうのに、必ずしも知的財産権のライセンスが必須とは限らないのではないのでしょうか。知的財産権がアクセスに必須だということであるならば、どのような知的財産権がどのような根拠で利用されているのかということを明らかにしてもらって、それに基づく対価を取るということは当然許されるということだと思います。逆に言えば、知的財産権がどのように行使すべきものになっているかということを明らかにせずに対価を取っていくと、必然的に過剰な対価になる可能性が高まります。そのため、スタートラインとして無償というところから始め、知的財産権が使われる場合にに応じて、その固有の価値を合理的な範囲で対価として認めていくという運用になるのではないかと考えます。

そういう意味では、折衷説なのか、川濱先生の見解に近いのかもしれませんが、知的財産権が使われることの対価を取らないという趣旨ではもともとないという理解でして、ただ、使われているか使われていないかも分からないけれども、知的財産の対価だとして手放しに対価設定を決めてしまうことは避けたいという趣旨かと思います。

○依田座長 どうもありがとうございます。

この無償の議論については一度引き取って検討して、また必要があれば再度議論していただくと思いますが、この時点で事務局から何かございますか。

○稲葉室長 はい、補足的に何点か説明をさせていただければと思います。

まずは、多くの先生方から御指摘を頂いたように、大前提としての確認ですけれども、この第7条第2号との関係では、有償でOSの機能を提供したからといって直ちに第7条第2号違反になるわけではないということは、まず、法律との関係でそのような整理になっているところです。

その上で、繰り返しになりますが、アプリのディベロッパーに対して、このOSの機能をできるだけ利用しやすい形で開放していただくために、ガイドラインでどのような記載ができるかと。言わば法律の義務を超えた自主的な取組を促していくために、どのような記載ができるかという点を、今後、先生方からお知恵を頂きながら検討していけないかと考えております。

また、その関係で、知的財産権については、まず、知的財産権の正当な権利の行使だと認められる場合には、これは仮に有償であっても第7条第2号に抵触するわけではないという考え

方は、しっかりと示していきたいと思っておりますし、逆に、そもそも全てのOSの機能について知的財産権を有しているわけではないというのがむしろ実態に近いのかと思っております、Appleに対する昨年の有識者検討会でのヒアリングでも約25万のAPIを開放しているという話がありましたが、その多くについては現状無償で提供されているものだと理解をしております。

また、EUとの関係で申し上げたのは、単にEUに追従することを言いたかったわけではなく、EUの方で既にOSの機能を開放するために様々な対応がされているところ、その対応コストに関して、日本で同じ機能を開放していただく場合に追加的なエンジニアリングコストが生じない場合の方が多いのではないかと考えておりました、そういう場合については、できるだけ日本でも無償で、追加的な負担なく開放していただくことが重要なのではないかと。こういった観点も踏まえて、引き続き、どのような表現ぶりが適切かということを検討していければと考えております。

○依田座長　ありがとうございます。

では、一旦、この無償の問題については、先生方の御意見は大変よく分かりましたので、引き取って検討いただきます。

第7条第1号、第2号について、ほかの競争政策的な観点、滝澤委員が御発言された観点でもいいですし、それ以外の観点でも結構ですので、何かありましたら、また挙手して御意見いただければと思います。

では、まず川濱先生、お願いします。

○川濱委員　どうもありがとうございます。

今大きな問題が語られたところで、少しテクニカルで、ある意味瑣末な問題かも知れませんが、既に滝澤先生も言及された「妨げる」の意味ですけれども、滝澤先生と同様、私も基本的には今回の方針には賛成ですけれども、困難にさせるという意義のところの、「妨げる」の内容が困難にさせるということと、それから困難にさせる蓋然性の高さというところで、これを滝澤先生も、基本的に排除効果の問題ではないかというような形で御説明されて、実際、このような形に書いてしまうと、通常言われる市場閉鎖効果ないし排除効果とほぼ同一の内容になってしまって、他方、先ほど室長の方からも御説明があったように、今回のものは具体的な競争制限効果はできるだけ見ないということになっていると。ただ、さはさりながら、妨げるというのは基本的に、ある種、困難にさせるということの評価をしなければいけない点で重な

る部分もあるのですけれども、「蓋然性」という言葉を使ってしまうと、個別具体的に競争制限効果を評価するのと似たような手法だというニュアンスを与えるのではないかと。これはどちらかというと、ここで挙げられた部分、現実に関にここに挙げられた例示された行為というのは、これは蓋然性のある行為だと言ってしまうと納得はできるのですけれども、これはむしろ、この手の行為が、一般に行われた行為自身に危険な傾向があるというようなところを捉えて、できるだけ、こういった行為が行われた場合にはこのような妨げられるという効果が出る想定がされるようなものを選んでいるということ、そこで「蓋然性」という言葉よりも、このようなときに使うのは「可能性」ないし「危険性」ではないのかと思います。

もつとも、この具体的に挙げられている例は蓋然性のレベルであっても説明可能な部分なのではないかと思ひます。まず第1点が以上でございます。

第2点、これも滝澤先生からお話があった資料9ページの競争関係の質問で、競争関係を要しないという結論はもう全くそのとおりだと思うのですけれども、ここもよく考えてくると、この排除行為の典型は、競争者の排除と言っているけれども、結局、排除効果の問題というのは、具体的な事業者と競争関係にあるかどうかではなくて、競争を排除するような傾向を持つかどうかという形になっているだろうと、一般の独禁法の場合であっても理解されているのではないのでしょうか。

この排除効果を生むときに、具体的な相手方との競争関係を厳密に見るという立場は、不可欠施設の法理などに関して、米国等で取っていることは確かです。しかし、日本法の場合はその立場にコミットしていなかったと考えております。実際、現実に関今競争関係がなくとも、競争の排除のために排除の効果を持つような事例というのは幾らでも考えられるし、特にネットワーク、こういったデジタルプラットフォームの世界では、現在具体的な競争関係のない商品というサービスに対する、一定の閉鎖的な効果が巡り巡って自分の立場の強化になっていくという事例も多いということも、これも一般に確認されていることではないかと考えたら、この部分も「競争者の排除」という言葉は使っているけれども、競争を排除するという観点から見るならば、具体的な競争関係は必ずしも必要ではない、あるいは、これに対しては潜在的な競争で足りるのではないかという意見もあると思ひます。

それからもう1点、立法の趣旨の中に二つ目の趣旨も入っていて、両方とも可能なのだから、結果としてセーフという書きぶりもあるのではないかと。特定の論拠でどこまで射程があるかということを経り込めるかは、いずれの立場であってもこれは要しないということをお

いた方が、今後、独禁法を運用するときに、競争の制限効果ないしは市場閉鎖効果を要求する場合であっても、具体的に競争関係が必要だという誤解を生む危険性があるので、そういった説明が適当ではないかと思います。

私の方のコメントは以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

ただいま、川濱先生から蓋然性と競争関係について御意見を伺いました。

一通り競争政策関係の御意見全部伺って、必要がある場合について事務局に御回答していただいて、持ち帰るべき点については持ち帰っていただこうと思いますが、伊永委員、もしございましたらどうぞ。

○伊永委員 ありがとうございます。

今、川濱先生が言われたことと関連しますが、4ページの方に戻りまして「困難にさせる蓋然性の高さ」というところは、結論から言えば、削除するだけでいいかと思いました。このような概念を媒介をさせる必要はなくて、直接「妨げる」という文言に該当する行為を列記したということでもいいのではないかと思います。

E Uの方でAppleが代替的アプリストアに対してコアテクノロジーフィーを課するような枠組みを出しているのが問題となっていますけれども、これなどは「困難にさせる蓋然性が高い」と言えるのかどうか、それだけでも大変な議論になりそうな気はしますので、そうではなくて、受け手としてのディベロッパーや、それからユーザーの側から見て、実際にその代替的アプリストアを利用するのを妨害していると評価できるかどうかということに尽きるのではないかと。せっかく「妨げる」という受け手側の視点から広い概念を使ったので、そのメリットを最大限活かした方がいいように思います。

今申し上げましたが、OS事業者によって代替的アプリストアの事業運営が直接的に妨げられる場合もある一方で、多数のディベロッパーに働きかけて間接的に妨げたり、それから、ユーザーを通じて間接的に妨げるという事例もあり得ます。これらを全て逐一挙げるのは難しいかと思いますが、5ページのところに挙げられた例もそのようなものを含んでいます。個別アプリ事業者に対する間接的な拒絶の働きかけであるとか、それから、ダークパターンを利用したユーザーに対する拒絶の働きかけのような妨げる行為を的確に挙げられていると思いますが、「妨げる」の解釈として、いずれのパターンも問題となることがわかるように列記していくことになるかと思いました。

7条1号に関して、もう1点だけ。本件代替的アプリストアを作る事業者というのは、何の負担もなくというか、何の責任も負わないわけではなくて、やはりセキュアなアプリストアをプライバシーを守りながら出してもらう必要がありますので、代替的なアプリストアに対する責務みたいなこともガイドラインに書いたらどうかと思います。イギリスのDSIT（科学・イノベーション・技術省）がアプリストア運営事業者等に対するコード・オブ・プラクティスを公表していますが、そこでは、アプリストアやデベロッパーといった事業者にもそれなりの責任があつて、プライバシーやセキュリティに関してどのような方針の下に事業を行っているのかなどを公開するといったことを求めています。参考にさせていただき、アプリストア等の事業者に対する責務についても、ここで書いておいたらいかかと思いました。

以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

少し時間が押してきているので、全てについて今すぐお答えできないと思いますが、事務局から、何かありましたらお願いします。

○稲葉室長　いずれも、御指摘を踏まえて引き続き、ガイドラインで具体的にどのような文言を用いて記載していくことができるかということを、事務局の方でもよく検討していきたいと思っております。

○依田座長　では、石井先生、どんな論点でも結構ですので、どうぞ。

○石井委員　まず、第7条第1号の方の意見を先に申し述べたいと思います。

「妨げる」の文言の解釈については、今、先生方の御議論を伺って、多少私の疑問も解消できてきているかと思いましたが、5ページ目を出していただいている例について、これはできるだけ具体的な例を挙げていただきたいと私も思っています。ただ、4点目の価格の設定のところだけ、ほかと比べると不当性が読みにくいような気がしています。例えば、1点目ですと「合理的な理由なく」ですとか、2点目は「大多数又は全てに対し」などと書いてありますが、この「妨げる」行為の要素を出していくときに、4点目だけ不当なのかどうか読みにくいような気がしました。少しこの辺は私ももっと勉強が必要だと思いますけれども、エッセンスを出していただけるような書きぶりをお願いできればと思います。

それから、7ページ目の枠の中の3点目、個別ソフトウェア自体においてOS機能が利用されているケースは規律対象となると書いてある部分について、アプリによってOSのどの機能を使うかというのが変わってくる気もしています。文言上、音声出力機能その他、スマホの動

作に係る機能とありますが、その音声機能のどの機能かということをはっきりしておく必要はないのかというのが疑問としてあります。

それから、同じスライドの「事実上一体」のところ、コンパニオンアプリの例を出していますが、具体例をできるだけ示していただいて、解釈の明確化を図っていただきたいと思います。

それから、9ページ目のスライドですが、太字のところの「ガイドラインには、指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェア」の、個別ソフトウェアの範囲というのでも示しておく必要があるのではないか。OSに深く組み込まれているものと、必ずしもそうでないものがあるかと思います。

あともう1点だけ、これまで伊永先生がおっしゃった代替アプリストアの責務をもし入れられるようであれば、私も是非入れていただきたいと思いました。

7条1・2号については以上になります。

○依田座長 第7条第1号、第2号について、競争政策関係の論点は全て承って、また事務局の方で検討いただきます。

あと、ここのところで、プライバシー、セキュリティ、セーフティーあるいはテクノロジーの観点でコメント、御質問等はございませんか。

では、増田委員、どうぞお願いします。

○増田委員 ありがとうございます。

先ほど伊永先生がおっしゃったとおり、代替アプリストアの責務に関しては、費用が掛かるということとともに、やはりそのセキュリティ、プライバシーにどう対応するかということを表示していただくことというのは、消費者の立場、選択利用する立場からすると非常に重要なことだと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それと、もう1点、5ページのところで、合理的な水準であることを説明するということが記載されておりますけれども、合理的な水準であるかどうかということは、具体的にはガイドラインの方の問題になるかと思うのですけれども、どのくらいの費用が掛かっているかということや内部事情から説明できないということはよく聞く話でございます。そういうところが非常に困難なことなのではないかとも思いますので、説明ができる程度のことをどのようにガイドラインに落とし込むかということが問題かと思っております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

上沼委員、どうぞお願いします。

○上沼委員 11ページの第7条第2号の「妨げる」の例ですけれども、5ページの方では、審査をする場合のお話があるのですけれども、7ページのところには審査の話がありません。OS機能を使わせる場合でも審査はあり得る話ではないかと思うところ、これだと何か審査してはいけないようにも読めなくもないので、その審査についての言及があるといいかと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

日高委員、どうぞお願いします。

○日高委員 第7条第2号の11ページ目の論点になりますけれども、一番最後の3項目にあります、「スマートフォンの利用者が」から始まりまして、「当該権限を許可しない方向に誘導するような仕様…で表示すること。」とに書かれている部分ですけれども、やはり、事業者の方が提供するアプリケーションストアであったり、個別ソフトウェアの部分に関しては、既にプリインストールされているという条件が少し異なっているかと思っています。ですので、プリインストールされているアプリケーションストアとの差で、ほかの事業者にのみ表示するような仕様にならないように、ここの部分で、両方イコールフットィングになるような解釈を伝えられるような書き方がいいのではないかと思います。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、ここの第7条第1号、第2号について、何か気になる点ありますか。

○仲上委員 スマートフォンセキュリティ協会の仲上でございます。

5ページ目の第7条第1号のところで、これまで徴収してこなかった手数料を新たに徴収する場合について、下の三角のところで書いていただいています。こちら、前回、Appleの御説明でありました、いわゆるノートライゼーションプロセス、つまり、公証プロセスの中で、代替アプリストアであってもアプリケーションのセキュリティ面についてある程度確保しようという御説明を頂いておりますので、そういった、ここに記載していただいているようなガイドラインの内容については、こうあるべきだと賛同するわけですけれども、こういったプロセスの中で実際にやっていただく、例えばセキュリティ対策ですとかセキュリティの確認が、

代替アプリストア運営者が実際にしなければならないことをどこまで緩和しているのかというところについて説明があると、セキュリティ的な観点では非常に問題が少なくなるのではないかと思った次第です。

以上です。

○依田座長　ありがとうございます。

時間が超過していますので、ここまで伺った意見は事務局に全部持ち帰っていただき、一旦、一つ目の議題についてはここまでとさせていただきます。

では、ここから続いて、法第7条及び第8条のただし書、正当化事由に関する議論に移りたいと思います。

正当化事由については、この検討会においても、セキュリティやプライバシー等の確保と競争の促進のバランスをどのように取っていくかという点が大きな論点となっています。したがって、正当化事由については複数回に分けて丁寧に議論していきたいと考えており、本日はまず、正当化事由に関する総論的な論点について御議論いただきます。ですから、また議論が持ち越しになる部分もございますが、その点は御容赦ください。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長　それでは、資料1の12ページを御覧ください。

本日は、今、座長からも御説明いただきましたように、正当化事由のうち総論的な論点についてということで、具体的には、政令で、この正当化事由として、どのような目的を追加することが適当かという点にフォーカスをして御議論いただければと考えております。

まず、この正当化事由につきましては、今、条文を御覧いただいていますように、サイバーセキュリティの確保、利用者に係る情報の保護、これはプライバシー保護、このような表現をしておりますが、加えて青少年の保護、さらに、その他政令で定める目的のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときはこの限りでないといった規定になっています。正当な目的として法定をされている三つの要素以外に、どのような要素が新法の正当な目的として認められるかという検討をしております。

この検討に際して幾つか考え方を整理しておりますが、まず、13ページを御覧いただければと思います。

どのような範囲で正当化事由を認めるべきかという点につきましては、一つ目に書いてございますように、新法は、公正かつ自由な競争の促進という独禁法と同様の目的を掲げるなどし

て、独禁法を補完するものとして立法したものですので、基本的に独禁法において正当と認められる目的の範囲内で、かつ、この新法の趣旨に照らして正当化事由として認めるべき事項を政令で追加していくということが適当ではないかと考えております。

では、どのような事項を追加していくかという検討に当たりまして、これまでこの検討会のヒアリングでもAppleやGoogleから様々な御意見を頂いておりますが、そうした正当化事由に関連した主張のうち、法定をされているセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護以外の要素を整理しますと、大きくはこの三つに大別できるのではないかと考えております。一つ目がユーザーの安全性の確保、二つ目が法令違反行為の防止、三つ目がユーザーの利便性の確保であります。

これらについて、それぞれ正当化事由として政令で追加をしていくべきかどうかという検討をしていくということで、具体的には14ページになりますが、まず、一つ目のユーザーの安全性の確保、これにつきましては、これまでも公取委の過去の実態調査等において正当な目的であるということを既に表明してきておりますし、過去の独禁法に関する裁判例においても、正当な目的であるということは否定をされておられませんので、この安全性の確保という観点については、何らかの形で正当化事由として認めていくということが適当ではないかと考えております。

具体的にどのようなものが考えられるかというところですが、セキュリティやプライバシーが損なわれることによってユーザーの安全性が損なわれるということもありますので、こうした法定されている目的以外の事項で、安全性の確保の観点からどのようなことが考えられるかということを考えてみますと、例えばバッテリーの発熱や破裂の防止、端末の性能の著しい低下といった、ハードウェアとしての端末の安全性の確保という観点が一つ考えられるのではないかと考えております。したがって、この端末としての安全性の確保という観点について、政令で具体的にどのような文言を用いて規定していくかということは更なる検討が必要ですが、こうした観点に関して一つ政令で加えてはどうかと考えております。

それから、二つ目の法令違反行為の防止についてですが、こちらは既にプラットフォーム事業者が、そのプラットフォームを利用する事業者における法令遵守の確保のための取組ということを行ってきておりますが、そうした取組はこの法の趣旨に照らしても否定されるべきものではないということかと思いますので、法令違反行為の防止に関しても正当化事由として政令で追加をするのが適当ではないかと考えております。

15ページになりますが、3点目のユーザーの利便性についてです。

まず、ユーザーの利便性の確保という点も重要な点であると考えておるところです。

他方で、例えば、先ほどの第7条第2号のOSの機能をサードパーティーのアプリディベロッパーに利用させるというケースを考えてみますと、Appleが既に25万のAPIを開放してスマホの機能をサードパーティーのディベロッパーが使えるようにしているといったことも踏まえ、OSの機能をサードパーティーに利用させるということは、必ずしもユーザーの利便性の低下につながるものではなくて、むしろユーザーの利便性を向上させるケースが多いのではないかと考えております。

したがって、ユーザーの利便性という観点に関しては、一律に正当化事由として認めるべきものではないのではないかと考えておりますが、一方で、利便性が低下するようなケースというのもあるかと思ひまして、具体的にどういうケースが想定されるかということを考えてみますと、二つ目のボツに書いていますように、例えばユーザーを欺くようなアプリの悪質な挙動や、ユーザーが意図しないスマホの挙動であり、こうしたことを防止するということは、既に法定をされておりますプライバシーの保護やセキュリティの確保といった正当化事由でカバーすることができると考えております。したがって、ユーザーの利便性という観点については、正当化事由として政令で追加的に定めるべきものは特段ないのではないかと考えているところです。

説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

こちらでも、大変議論になるところで、委員の先生方も多様な御意見があつて今日だけでここを完全に決め切るのは難しいと思うので、まず、一通り委員の先生方から意見を頂いて、多様な論点で御議論いただければと思っています。

では、続きまして、先生方から御意見を伺う前に、今日、総務省から担当課の方に来ていただいておりますので、レクチャーを頂いて、それから委員の先生方から御意見を伺うことにします。

正当化事由については、本日一つ目のテーマとして第7条各号の規定について御議論いただきましたが、例えば第7条第1号の規定について、代替的なアプリストアの参入が進んだ場合に、代替的なアプリストアがセキュリティやプライバシー等をしっかりと確保することができるのかという懸念を踏まえ、この法律の枠組みの中で、法律の目的でもある競争の促進を念頭

に置きつつセキュリティやプライバシーの確保等を図るために、どのような対応を取ることができるようにするべきかということが中心的な検討課題です。

他方で、スマホ新法では、競争法の補完法であるため、セキュリティやプライバシー等を確保するために関係事業者に対し積極的な義務づけ等を行うといった規制ではありません。したがって、スマートフォンの利用をめぐるセキュリティやプライバシーの確保のためには、スマホ新法だけではなく、関係省庁における取組もまた重要であります。

そのような観点から、本日は総務省の取組を御紹介いただきます。総務省における取組は、代替的なアプリストアの参入が進んだ場合においても、代替的なアプリストアや代替的なアプリストアから配布されるアプリについてプライバシーやセキュリティを確保する上で、有用ではないかと考えております。

それでは、総務省の大内康次課長から御説明をお願いいたします。

○大内課長 御紹介あずかりました総務省の大内でございます。本日、こういった場にお招きいただきまして御説明の機会をいただき、感謝申し上げます。

スマホ新法における、まさに座長がおっしゃいました、正当化事由に関する議論に資する観点から、総務省が昨年11月に取りまとめましたスマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ、略してSPSIの概要についてお話したいと思います。

最初に、我々もスマートフォン市場における競争促進は非常に重要であると考えており、公正競争の確保の取組と、プライバシー保護、セキュリティの確保、青少年保護その他の取組というのは両立可能であり、決して敵対的な概念ではないと考えていますので、そういった観点から我々もしっかり汗をかいていきたいと思っております。

これで話は尽きているような気もしますが、せっかくの機会いただいておりますので、この資料に基づいて概観させていただければと思います。

まず、1ページ目でございます。SPSIの経緯でございますが、2010年代の初め、スマートフォンが普及し始めた段階で、スマホ上の利用者情報が無断で外部に送信され利用されるといったようなことが社会問題化したことがございます。一例を挙げますと、相手方、例えば交際相手や家族のスマホにアプリをインストールし、その人の位置情報や電池がどれぐらい残っているかをリアルタイムで把握できるというサービスがあり、プライバシー上の懸念が物議を醸したようなことがございました。

このようなことを背景に、2012年に総務省において検討会を開き、スマホアプリ事業者など

の関係者が実施することが望ましい事項を、当時、SP Iという形でまとめたものでございます。その当時は、アプリごとにプライバシーポリシーを策定するといった基本的なことも含めて、何もなかったということもございますので、まずはそういったところからボトムアップで取り組んできたという経緯がございます。

その後、資料にお示ししているような改定の変遷がございまして、全て詳細には述べませんが、直近では、昨年11月にセキュリティについても含める形で改定したものがこのSP S Iという、セキュリティを含めたイニシアティブでございます。また、セキュリティのほかにも、諸外国の規制動向なども踏まえまして、例えばダークパターンの回避や、センシティブな情報の取得時に利用者から同意を取ることにしても、新たに追加をしているところでございます。

次に、現在の状況でございますが、下にご書いておりますように、昨年末からSP S Iの更なる見直しを検討しているところでございます。

3つほど書かせていただいておりますけれども、左に書いています「対象スコープ」について、構成員の皆様からウェブサイトやスマートフォン以外のデバイスへの拡大についても検討すべきという御指摘があり、検討しているというのが1点目でございます。

2点目、真ん中でございますが、スマホ利用の低年齢化や社会的な課題を踏まえ、新たに青少年保護についてもSP S Iの中で規定することを考えてございます。

3番目、右に書いています「位置づけ」について、SP S Iでは、様々な事項を一律に「望ましい」と規定しています。以前よりアプリ開発者等の関係者から、どれが義務でどれが望ましいのかよく分からないという御指摘があり、規範性等の観点から各項目の望ましさを度合いを見極め、全体を再構成・再構築することを考えてございます。

このように見直しの背景は様々でございますけれども、スマホ新法の施行を控える中で、このSP S Iの位置づけを我々としても責任を持って明確化したいという思いがございます。SP S Iを守ってきた関係者に対しまして、正当化事由に合致し、また利用者保護の観点から講じるべき取組としての一覧性を高め、メリハリを付けながら対策の底上げを図っていききたいと考えてございます。

その前提といたしまして、SP S Iに書かれたこれらの項目を守ることが、後に反競争的だと言われないようにするという、予見可能性を確保することも重要であると考えてございまして、こうした観点から、事務局や皆様との緊密な連携を期待しているところでございます。

我々としても、しっかりとここでの見直し状況を共有させていただきたいと考えてございます。

次のページにＳＰＳＩで規定する事項は非常に多岐にわたりますが、こちらに概要を記載してございます。

資料の左では、プライバシーポリシーの作成を始めとして、スマホアプリ事業者がプライバシー、セキュリティについて実施することが望ましい事項を定めてございます。

右の欄では、アプリストア運営事業者が、スマホアプリ提供者がＳＰＳＩのプライバシーに係る事項などを実施しているかどうか、しっかり確認することが望ましいという形で規定してございます。

御留意いただきたいのは、資料の右下に点線で囲みで記載していますように、ＳＰＳＩは、既存のアプリストア運営事業者のみならず、今後参入が見込まれる代替アプリストア運営事業者もしっかり対象として含ませていただいています。新法の施行によって、代替アプリストア参入が見込まれるところですが、こういった事業者もＳＰＳＩを参照して、これに沿った取組を行うことで、これまでの利用者保護の取組がしっかり維持されることを考えており、期待しているところでございます。

そのため、我々といたしましても、新法の施行までの間、またその後も、しっかり公取委と密接に連携しながら、この取組の周知・見直しなどに取り組んでまいりたいと考えています。

クロージングとして、冒頭、ＳＰＳＩと新法の整合性についての期待について述べさせていただきましたけれども、この点について補足させていただければと思います。

現在のスマホのエコシステムや利用実態を踏まえますと、やはりＯＳ端末レベルで確保することが有効であったり、また、先導的な役割として望ましいものがあったりするのも事実であるかと思います。

少なくとも我々としては、ユーザーがこれを選択できる環境そのものは、否定することが難しいのではないかと考えていますが、他方、代替アプリストアを含めたストア事業者やアプリ開発者、それぞれがＳＰＳＩに基づいてそれぞれにしっかり取り組んでいくことで、実現される利用者保護の価値が多く存在していることも事実だと思っています。このＳＰＳＩは、こうした取組を望ましいという形で、また、今後多少入れ替える予定ですが、メニュー化するものであり、これらが正当化事由という形で法的に位置づけられることで、関係者にとって競争整合的だという予見可能性が高まり、競争を通じてこれらの価値がしっかり実現される環境につながっていくことも我々自身期待しているところでございます。僭越な言い方にはなりますけ

れども、スマホ新法とSPSIの両者があいまって、相互補完的に健全なスマホ市場を実現するという形を是非作っていきたいと思っております。

御質問等あれば、今日に限らずいつでも真摯に御対応したいと思いますし、改善点がありましたら最大限汗をかきたいと思っています。我々も書き放しではなく、期待や御要望、お叱りを承るという観点から、このタイミングであえて総務省側の検討会でも議論させていただいておりますので、是非引き続きの連携を御祈念申し上げまして、私の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○依田座長 どうもありがとうございました。

ここから、今日、かなり大変な議論が始まります。全部今日で片が付くわけではございませんで、今日は逆に、委員の先生の意見分布の中心点がどの辺にあるのかということを伺って、事務局の方で持って帰って議論させていただければと思いますし、特に今日は総務省から担当課の方も来ておりますので、公正取引委員会及び総務省から、逆にいろんな形で質問させていただくこともできればと思います。

それでは、まだ残り1時間半程度ありますが、一回ここで5分程度休憩を取って、そこから先生方から、今の正当化事由について御質問いただくので、10時27分から再開します。

(休憩)

○依田座長 それではお待たせしました。長時間タフな議論にお付き合いいただいております、大変有り難く思います。

では、これから第2議題の質疑応答に入っていきたいと思いますが、これから1時間、委員の皆様から、なるべく広く一通り総論としての御意見を伺いたいと思っております。

では、先ほどと順番を逆転させて、先にプライバシー、セキュリティ、セーフティー、テクノロジーの関係の方からこの第7条、第8条の正当化事由について御意見を伺って、また後半においては、競争政策の先生方から御意見を伺えればと思っております。

それでは、石井先生、まず、公取の事務局説明に対して御発言があればお願いします。総務省様に対しては、後半また別途時間を用意しますので、お願いします。

○石井委員 ありがとうございます。それでは、公正取引委員会様の資料の方からコメント、それから質問させていただければと思います。

まず、資料の13ページ目についてですが、これも既に指定事業者とよく調整していただいているかと思いますが、この正当化事由は、指定事業者にとっては生命線になり得るところにな

ってきますので、十分に調整を図っていただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

このスライドの中の記載での御質問になりますが、真ん中辺りの「したがって、」の部分です。「基本動作ソフトウェアやアプリストアの分野においては、」というところですが、「独占禁止法において正当と認められる目的の範囲内で、法の趣旨に照らして正当化事由として認めるべき事項」というのをどのように読めるのかということを、私自身もちろん勉強していかないといけないと思いつつお聞きしたいと思います。

例えばセキュリティといったときに、経済安全保障の観点も重要と考えますが、資本関係などで懸念すべき事業者が代替アプリストアとして入ってくるリスクがある場合は、これはサイバーセキュリティの範囲で読めるのではないかと、正当化事由に含めるべきではないかと思えます。これが、例えば独禁法の範囲内で正当と認められる、法の趣旨に照らして正当化事由があると読めるのかとか、その辺りの読み方で重要な部分が、正当化事由として入れるべきものが抜け落ちないような定義をしておく必要があるのではないかと考えました。

次、14ページ目の真ん中辺りで、「ハードウェアとしての端末の安全性の確保」というのを「ユーザーの安全性の確保」に入れることが考えられるのではないかとありますが、これは賛成いたします。

それに加えて、OSの機能を開けることによって、様々なリスクも生じる。マルウェアの含まれるアプリが配布されるリスクなどを含めて、様々なセキュリティ上のリスクが高まるわけですが、クラウドストライクのような事例が生じないように、OSの安全性の保障がきちんと読めるようにしておく必要があるのではないかと思います。

その関係で、15ページ目になりますが、前後して恐縮ですが、ユーザーの利便性、特にAppleが指摘していたOSインテグリティのところについて意見があります。適切な動作の確保、端末のパフォーマンス、製品サービスの安全性、それから広告を含めた消費者安全・ルール対応などが例として挙げられるかと思いますが、これらの中で正当化事由に含めるべきものについて、アプリの事業を踏まえた上でよく精査をし、OSがきちんと機能しつつプライバシーやセキュリティが守られるような状態を実現すると、そのような解釈が必要になってくるかと思えます。

今の時点でユーザーの利便性については正当化事由として要らないのではないかという点については、私としては今の時点で断定することはできないという立場です。

この前の14ページ目の下の方、法令に違反する行為の防止についてのところですが、この法令に違反するというのは、法律に限るのですかという点をお聞きしたいと思います。法律違反だけを意味してしまうと、狭くなる可能性があると思います。例えばダークパターンは、サブスクやステマといった個別の行為類型として規制対象になっていますが、それ以外の消費者を誘導する行為、これが全て法律でカバーされているわけではないようにも思います。

14ページの書き方を見ると、ユーザーの情報の保護を想定しつつ、情報の保護以外にも保護すべき利益であるということについても考慮いただいた方がいいかと思います。プライバシーも色々な側面がありますし、個人情報保護法や電気通信事業法ではカバーしない部分をプライバシーが多くカバーしているという面もあります。スマートフォンの利用者に関する情報の保護という文言では読めない部分で、守るべき利益もあるのではないかと思います。

そういう意味では、消費者の権利利益の侵害にかかる部分も踏まえておく必要があると思います。ユーザーの安全性も読めるというのであれば、ガイドラインでも明確にしておく必要があるということです。

もう1点、15ページ目の枠の中の考え方の2点目のところです。スマートフォンの機能等が開放されることで、「当該スマートフォンにおける多様なアプリや周辺機器の提供の機会が確保され、ユーザーの選択肢が拡大し、ユーザーの利便性を向上させる場合が大半」というように書いてある部分は、そこまで単純に言えるのかという疑問があります。OSが安全に機能する状態が維持できなければ、そもそも仕組み自体が立ち行かなくなっていくと思いますので、スマホのOSの機能を開放すれば、ユーザーが適切な選択肢を選ぶことができ、ハッピーな社会、世界が到来するとは必ずしも言えないと思いますし、機能を開放すれば危険なアプリが流通するリスクが高まるわけですから、結局、考え方や書き方については見直しが必要かと思います。

それに伴って、「セキュリティ確保やプライバシー保護等の正当化事由の観点から問題が生じる場合に限られる」という書き方もどうか思っているところです。

私からは差し当たり以上になります。

○依田座長　ありがとうございました。

一通りプライバシー、セキュリティ、セーフティー、テクノロジーの委員の先生方から御意見伺いたいと思っておりますが、今、石井先生から一通り意見を伺って、多様な論点があり、またほかの委員の意見と重なる部分もあると思うので、まずは似たような論点について、上沼

委員に先に御発言をお願いしましょうか。

○上沼委員 では、上沼の方からお話しさせていただきます。

正当化事由ですけれども、法の建て付けが、基本的に自由にさせなさい、ただし、正当化事由の場合には限定してもいい、となっているので、バスケット条項になじまないと思います。そうだとすると、懸念点はかなり網羅的に書いていただく必要があると思っています。その関係で、ユーザーの安全性の確保は絶対必要だと思うのですが、例えば端末の性能の著しい低下などがユーザーの安全性で読み込めるのかというのは少し気になるところです。そのような読み込めない部分が出てしまうのが非常に気になるので、書き方に工夫が要るかと思っています。

その関係で、法律の条文のプライバシー周りのところですが、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別、その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護となっていますけれども、このスマートフォン利用者というのが、自然人前提ではなくて法人もそうなのかなども気になります。あと、端末の情報自体がスマートフォンの場合はプライバシーに関わると理解されているので、その辺りの書きぶりの問題もあります。これは法律の条文の方で読めるということであればいいのですけれども、そうでないなら、政令の方で手当てしていただいた方がいいかと思っています。

もう一つ、資料に載っていないのですけれども、端末でハードウェアではなくてソフトウェア自体の作動の話で、それがほかの条項に入る場合はいいのですけれども、そうではなくて単純にバグだらけで使いものになりませんというような場合もあり得ると思います。それが今のものだ入り切っていないかと思われるので、その辺りが気になることです。

あと、これは考え方の問題なので、どうするかというのはありますけれども、法令に違反する行為の防止について、先ほども石井先生からそれだと少し狭くならないかという話がありました。例えば最近問題になっているヘイトスピーチの問題などは法令上の規制ではないので、そのようなものを自主的努力として規制しようとした方が望ましいとなったときにどうするか、これは、先ほど石井先生がおっしゃっていたダークパターンで法律の規制になっていないものについてどうするかというのと同じ問題だと思いますが、この政令の規定ぶりは、なかなか難しいものだと思うので、その辺の考え方の問題として、どこまで積極的な行為を認めるのかというところが気になることです。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

一旦ここまでで事務局からリプライするところがあればお答えいただきますので、お願いします。

○稲葉室長 まず、様々な観点から御指摘いただきましたが、法定されているこの三つの要素に加えて、政令で追加していくものも含めて、今後、各要素について具体的にどういうことがこれに該当するのかということはガイドラインの方でしっかり具体例も含めて考え方を明確化していきたいと思っておりますので、また次回に向けて、具体的にどういうものが含まれるかというところをお示ししていければと考えています。

そこで、先取りして幾つかお答えすると、例えば安全保障に関して言及がありましたが、これについては様々な場面があり得ると思います。基本的には例えば要人のスマホからデータが抜き取られるといったことによって安全保障上の問題につながっていくことが多いかと思っております。そのようなケースであれば、セキュリティの確保ですとか、またプライバシーの保護、そのようなもので基本的にはカバーできるのではないかと考えております。

それから、法令違反に関連して、直接的に法令に違反しないような行為はどうするのかといった指摘が幾つかありました。特にダークパターンなどについて具体的な御指摘があったところですが、法令に違反するものに関しては、法令違反というところで当然カバーできるということと、さらに、防止というところで具体的にどれぐらい広げて考えていくことができるかという点があるかと思えます。

それからもう一つ重要な点としまして、ダークパターンやサードパーティーのアプリストアから提供されるアプリについての安全性の確保という点に関しては、基本的には例えば公証などのアプリの審査を通じて対応されるということかと思っております。そうした個別アプリに対する行為に関しては、7条というのは、飽くまでも代替アプリストアについての行為ですので、基本的には6条の問題ということになってくるかと考えております。今後この検討会でも6条については、また別途御議論いただくことを予定しておりますが、Appleが、欧州の方でも公証ということで代替的なストアから提供されるアプリについてもチェックしたりしています。そうしたヨーロッパでAppleが行っているような公証を日本で今後行った場合には、基本的に6条との関係では、直ちに問題になるものではないと考えておりますので、そういう意味では、そのような審査項目も含めて引き続き指定事業者において審査をしていただくことができるという整理が可能かと思っております。

ほかにも幾つか頂きましたけれども、いずれもどの文言でそのような問題がカバーできるの

かというところはしっかり整理をして、最終的にはガイドラインで考え方を明確化していければと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。では、増田委員から手が挙がっていますので、どうぞお願いします。

○増田委員 すみません。先に退出する関係で意見を述べさせていただきます。

まず、ユーザーの安全性に関して、既に総務省様の方から御意見ありましたけれども、例えばユーザーの安全性に関しては、現在でも事故情報データベースにおいて公表されておりまして、数は10年前よりは少なくなっているとは思いますが、まだまだたくさん発生しています。充電器の問題もありますけれども、是非これは分かりやすく明確に入れていただきたいと思います。

次に、法令に違反する行為の防止に関してですけれども、この場合、全ての法令が対象となると思いますが、消費者保護関連としては、主に景表法や特商法が考えられます。

アプリストアにおいては、外から広告の問題が景表法違反かどうかということは見るのが可能かとは思いますが、アプリ内における説明やアプリ内のアイテムの広告とか、多分6条の関係ということかもしれませんけれども、そういうことに関してどのように扱うのかということとを今後明確にさせていただく必要があると思います。それがダークパターンと呼ばれる分類になるのかもしれないと思います。

特商法の規定におけるダークパターンと思われる違反は明らかなことがあります。ダークパターンは日々変わっていきますし、これがダークパターンだということを明確に示すことは難しいとはいえ、ユーザーにとって明らかに不利益な誘導をするような行為ということは判断がしやすいものであると思いますので、そのようなものは是非入れていただく必要があると考えています。

ユーザーの利便性に関してですけれども、これは著しい不利益を生じさせる場合には、正当化事由として取り込む可能性はあるかと思いますが、実際に取り込めるということを明らかにしていただきたいと考えております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

増田委員は11時に退出されますので、総務省様のプレゼンに対して何か具体的に質問したり、あるいは意見を述べたいことはございませんか。

○増田委員 総務省様のSPSIの件で、この内容は政令、ガイドラインの方に全部落とし込んでいただきたいと考えております。セキュリティ、プライバシー以外の、例えば苦情相談への対応体制や、ダークパターン回避の対応、これについてはセキュリティ、プライバシー以外のところだと思いますのが、これをどのように取り組むのかということを是非検討して取り組んでいただきたいと思っています。

○依田座長 総務省・大内課長、何か御意見ありましたらお願いします。

○大内課長 ありがとうございます。御期待に沿いたいということに尽きますが、セキュリティ・プライバシー・イニシアティブという名前ではございますけれども、分野横断的な体制の整備や利用者への説明責任を果たすことも含めてできる限り一体的に規定するようこれまで取り組んでまいりましたので、更に分かりやすくする観点から、現在の検討を通じてしっかりと我々もこの内容をアップデートしていきたいと思っております。

○依田座長 ありがとうございます。

次に、山田委員、何か御意見、御質問ありましたら、どうぞよろしくお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。

ここはすごく難しいところで、総務省のプレゼンの中でも頂いた各基準というのはありますけれども、「措置を採っていること」と一言言う中で、では、どのくらい高い措置かというグラデーションがあるわけですが、結局アメリカで要求されているような基準を要求すると、今OSの二つのプレーヤーでやっているような基準までを日本のアプリストアで新たに入ってくる事業者に求めることは無理ではないかなと思います。

具体的な適用場面を考えると、結局、今条件を様々規定して、ガイドラインにも書こうとした場合、第三者アプリストアがどの程度の措置をやっていればいいか、逆にやっていなければ問題か、究極的には、どのようなスクリーニングをOS提供企業がやっていいかということで、ある程度そのスクリーニングを彼らに任せた上で、問題があれば措置不十分と判断してもいいとするなら、結局それはワークすると思いますが、それは先ほどの総務省のプレゼンで頂いた項目、少しでも措置を採っていれば措置不十分にはならないという基準になってしまうと、これは結構厳しいのではないかと。

クラウドベースのものなど海外のものも多いですけれども、あとは今話題になっているCFIUS、今の日本のトップの上場企業ですら、CFIUSの審査で、一定のソフトウェアを導入してセキュリティ措置を取るように言われる例があるわけですが、トポロジーの組み

方とかが全然足りず、アメリカの技術の情報が漏れるのでクリアできないと言われて、多額の投資をさせられているというような事例が相次いでいる。要するに、欧米の基準でここがセキュリティ上必要な基準だと言われているソフトウェアの仕組みが必ずしも日本の大企業でもできていない。

だから、ペイメントのエリアですけれども、全く同じシステムについて、日本だけでしかビジネスがないので日本の超大企業は、年間1億円くらいしか使っていないのに対して、グローバルでビジネスがある企業というのは、私びっくりしてしまったのですけれども、1,000億円使っていると。年間1億円しか使っていないシステムのセキュリティと1,000億円使っているシステムのセキュリティというのは全然違うわけです。なので、そう考えると、実際OSの保有企業がどのような基準で今アプリストアの審査をやっているのかというのは分かりませんが、もしグローバルスタンダードでやっている、CFIUSが使っているような基準でということになると、結局、日本のベンダーはリジェクトということになってしまうわけです。それが、リジェクトだったら競争法違反、競争を害するんだということで、それを下げようということになると、CFIUSで使っている基準と、今皆さんで議論しているプライバシーとかセキュリティとか経済安全保障とかに必要なセキュリティ基準は同じなわけで、それとズレてしまうという矛盾をどうするのか。セキュリティ措置を審査する上で、ある程度自由に開示できないこともありますが、一定程度は自由にやらせるという枠組みにしない限り、上記のようなズレが生じる。

先ほど総務省からお話があった、これはこうやってくださいと、少なくともカテゴリーとしてやってくださいという各項目は、ではどの程度の措置をやるかという深さのところは何も書いていない。将来的にそれに罰金を科すのかとか、そこまで議論していかないと、アプリストアの参入で市場を開けるのだったら、個別のアプリのところでセキュリティ措置不足に対する罰金をかなり厳しく課す等の必要も出てくる、要は相関関係になるわけです。結局、究極的には何かリークがあったときに、経済安全保障の話になったらまた違うもっと大きな話になってしまいますけれども、そのほかの通常のセキュリティブリーチの場合というのは、民事訴訟の世界になってくるので、では、どのレイヤーの人が責任を取るのか。第三アプリストアのベンダーがセキュリティ措置不足だったのに、無理矢理市場を開けさせられたOS保有者に対して民事訴訟で損害賠償みたいなことになると、彼らにとっても死活的な問題になってきます。そ

の辺りのバランスをうまく考えながら、これは公取委の方でそれぞれの会社とお話しになって、うまくやっていただくしかないのかと思っています。

以上です。

○依田座長 分かりました。御指摘の点は大変ごもっともなので、今後どうやって全体としてバランスを取っていくかというところの勝負になっていくので、そういった論点を絶えず留意しながら進めていく形になると思います。

今の増田委員と山田委員の御発言について、何か事務局の方から今お答えになることはございますか。

どうぞお願いします。

○稲葉室長 御意見ありがとうございました。

一つ前の7条の議論をした際も、複数の委員の先生方から、代替アプリストアの責務について、このガイドラインに記載すべきではないかという御指摘がありました。今、増田委員からも、できるだけ総務省さんの取組に関しては、このガイドラインの中に落とし込んでいけないかといった趣旨の御指摘を頂いたところです。

まず前提といたしまして、この法律は、先生方に御理解いただいているとおりであるかと思いますが、サードパーティーのアプリストアなどに対して、セキュリティやプライバシーのための取組について義務づけたりするものではありませんので、このガイドラインにどのような形で御指摘の点を含むことができるかというところは少し検討が必要かと思っています。

そのような観点から申し上げますと、我々としても、総務省さんの方でやられているような取組を含めて、関係省庁の方で様々な取組をされていることかと思いますが、そうした関係省庁との連携をしながら、このセキュリティやプライバシー、それから消費者保護の点も含めて、しっかりとそのような点を確保しながら競争環境の整備をしていくということが重要であると思っていますので、先ほど総務省さんから御説明いただいた取組も含めて、そうした取組との接続をどう図っていくか、また、それをこのガイドライン上でどう落とし込んでいくことができるかということは引き続き検討していければと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。第7条、第8条の正当化事由について、テクノロジーの観点から日高様、仲上様、御意見があったら、どうぞお願いします。

仲上様、どうぞお願いします。

○仲上委員 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上でございます。

今御説明いただきましたところで、セキュリティ、プライバシーの観点からというところですが、まず、13ページ目の整理の方向性というところではありますが、正当化事由につきまして、こういった方向で整理すべきかというところについては、こちらに書いていただいているとおりの内容、様々なディスカッションがあるかと思うのですが、ユーザーの安全性の確保、それから法令に違反する行為の防止、ユーザーの利便性という観点で整理していくところについては、この方向性については適切かと思っております。

次に、14ページ目です。

こちらの論点のところで書いていただいておりますが、安全性の確保というところは様々な議論がなされる場所かと思えます。当然、正当化事由としてユーザーの安全性確保というのは適当と考えられますし、サイバーセキュリティの確保というところ、それからプライバシーの確保、青少年保護というところは当然考えていかなければならないところでもあります。

この資料にも書いていただいておりますけれども、ハードウェアに関する安全性は、バッテリーの発熱などハードを壊しにいくような機能についての制限がある程度かかることといったところですか、それ以外にも、ネットワークのパフォーマンスを下げるような機能、それから他社に攻撃を仕掛けるような機能というようなところも、議論があるのかと考えております。

それから、ハードウェアだけではなくてOS全体の挙動やパフォーマンスに著しい影響があるような使い方ができるような機能の開放というところについても、ある程度考慮が必要となるようになってくると考えております。

セキュリティの観点からは、当然、何でもかんでも保持していけばいいということではなく、適切にシステムの中でバランスが利いているべきセキュリティというのはあるかと思っております。一意見としては、ほかのアプリケーションのデータ領域へのアクセスといったところについては、各OS、それぞれ保護をかけているところではあると思うのですが、今後こういった部分については保護はなされるべきところかと考えております。

一旦、私の方からは以上になります。

○依田座長　ありがとうございました。

日高様、もし御意見がございましたら、どうぞお願いします。

○日高委員　1点だけコメントという形になりますが、やはり正当化事由のところ、なるべく網羅的に誤解がないように書いていただく方が、適用する際の齟齬などが起きないかと思うのですが、14ページの「3-1. ユーザーの安全性の確保」の部分に関して、特に端末の性

能の著しい低下といった、いわゆるハードウェアも関係はするのですけれども、パフォーマンス、消費者の方から見ると、従前の性能が発揮できない状態、この部分に関しても、一口にパフォーマンスという言葉で表現はしているのですけれども、アプリだけの問題ではなくて、例えばAppleさんであれば、ハードウェアの製造も自社でやっている。ただ、Googleさんであれば、製造者は別であるケースがありますので、指定事業者という単語の中でもグラデーションが出てきてしまうような項目というのが今後ガイドラインの中には出てくるのかなと。

資料中の言葉を借りますと、スマホアプリ提供者とアプリ運営事業者以外にも、OS提供者、端末製造事業者、様々な立場を書いているのがいい示唆であるなと思っておりまして、このガイドラインを整理するに当たって対象者は指定事業者という視点は一義的にはあるのかと思いますけれども、それ以外の視点も取り込みながら書かないと、誤読等を起こしやすく、意図が正しく伝わらないケースが、テクノロジー観点でもありそうだとこのところが気になっております。

例えばこのパフォーマンスに関しては、端末のリソースについて、ハードウェアに著しく負荷をかけるといった整理になるかもしれませんし、この部分、うまく今後の作業を進めていければと私の方は感じております。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

事務局から、ここまでで何かコメントございますか。

○稲葉室長 簡単ではありますが、御指摘を踏まえてガイドライン、それからそもそも政令の文言もどのような文言でこれを表現していくかという問題もあろうかと思っておりますので、そうしたことと、また併せて繰り返しになりますが、それぞれが具体的にどういう問題をカバーできるのかという点をよく意識しながら、今後その文言について検討していきたいと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。

ここまでプライバシー、セキュリティ、セーフティーの立場、テクノロジーの立場から、この第7条・第8条の正当化事由について、それぞれ専門的な意見をもらってきましたが、これから競争政策の先生方には、政令にどう仕込んでいくといいかというアドバイスを頂ければと思います。

では、伊永委員、お願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。

まずは、政令で定める目的とは、法律で定められている三つに加えて定めるものですので、本当に必要なものはもちろん入れるべきだと思いますが、必要性や相当性で絞り込まれるからといってむやみやたらに目的として定めるべきではないと思っています。そういう意味では、限定的に、法律で読める部分は何なのか、そして政令で読まざるを得ない部分というのは何なのかという整理をしてもらうための議論と理解をしています。

その意味では、ここで挙げられたものが前者三つで読めるということもあろうかと思います。例えばスマートフォンの端末としての安全性、これはEUのDMAでも端末としてのインテグリティというのは保護の対象になっており、これを入れるのは正当だと思うのですが、政令として定める必要があるかどうかというのは、一つの検討事項かと思いました。

また、法令に違反する行為の防止についても定めるのが必要なことの一つだと私も思います。ここで注意すべきは、OS事業者が法令に違反する行為を防止するというのは当たり前ですが、この法令に違反する主体としては、外部のアプリストアの場合もあるし、アプリのディベロッパーの場合もあるし、それからユーザーの場合もあるわけです。例えばトクリュウ、匿名流動型犯罪をうまく秘匿性を持ってやるアプリみたいなものが出てきた場合、その犯罪行為というのは、ディベロッパー側とユーザー側であって、アプリストアやOSの運営事業者ではないと思うのです。そのようなアプリは防止すべきものですので、犯罪性が分かったときに防止するという対応になるわけですが、果たしてその対応が規律に違反するかどうかということを外部から、しかも警察とか国家権力以外の者が、判断するということになってしまうことについて、どのような仕組みによって適切な判断を担保するかというのが難しい点かなと思いました。いずれにせよ、ここで目的として定める分には、定めておくとういことだと思います。

正当化で難しいのは、ダークパターンなどの取扱いです。この後、総務省様との質疑応答があると聞きましたが、ダークパターンの規制はまだ特商法ぐらいで、法令レベルで違反する行為として明確にされているものが非常に限定的です。今後、総務省が法令として整備をしていきますということであればともかく、そうでないならば、ダークパターンについては、法令に違反する行為の防止の外でも一定程度禁止する必要がある、正当化事由として認める必要があるかもしれないと思いました。この辺りは、EUで包括的にダークパターンを規制するDSA（デジタルサービス法）があることとは少し様相が異なりますので、それと同じくらい、ある

いは準ずるくらいのダークパターン防止というのが認められても良いのかもしれないと思います。

最後に、そもそもユーザビリティを落としてしまうような話というのは「妨げる」行為の方で問題となると思ってしまして、それを越えてユーザビリティの確保が必要な場合というのは、例えばアプリの解約ができなくなっているとか、プライバシー情報を全部吸い取られているようなものになってくるのではないのでしょうか。そのような場合は全て、何らかの法令に違反する場合になるのではないかと思います。したがって、ユーザビリティの確保それ自体が正当化事由になるというのは、およそ考えにくいと私は思いました。なので、原案に賛成する立場です。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、川濱先生、お願いします。

○川濱委員 どうもありがとうございます。いろいろ勉強させていただきましたけれども、私は伊永先生の見解と非常に近いところですが、まず最初に、ここの問題、目的の正当性の部分と、それからどのような手段かの問題というのを一緒に考えないと、この問題をイメージしにくいところがあると思います。

と申しますのは、ここで問題になっているのは、代替アプリストアの開放の問題と、それからOS機能の開放、ないしは相互運用性の問題の2点に伴うもので、それを拒むことが正当化される場合がどのような場合かという形で説明されている問題になっているわけです。

それで、まず機能の問題から考えていきますと、先ほどから議論があるように、ある種の機能は開放することそれ自身が問題になってしまうという観点から、開放を妨げるような領域があるものも確かにそうですが、他方、機能の中には、この機能を使わせることによって特定の良くない人に使わせると駄目な場合に、良くない者を特定して、その者に使わせない、拒絶ができるかどうかの問題、これはしばしば怪しい人間ないしは明らかに今まで問題となるような行動を現に行っている者に対して拒めるかどうかということに関してよく議論されているところですが、今回このような形の問題にも直面するだろうと思います。そのときに本当に怪しむべき人間というものを、単に危惧で開いていくと幾らでも広がってしまうし、この機能というのは、悪い人が悪意を持ってやっている危険性があるからといって全員に拒否するということも、これもまたおかしい話になってくるから、そのような場合であつたら、これ

は相当性で切っていくということはあるのだろうと考えます。

これは恐らく違法行為の場合も同じで、現に違法行為を行っている者なのか、それとも違法行為を行う者が悪用できる可能性があるものは一切使わせないのかによってニュアンスは異なってくるはずで、日本での議論を見ても、その辺のところの議論の仕分がないのではないのでしょうか。だから、現に違法な行為を行っている者、法令違反行為をもたらしているようなアプリの提供事業者に対して、そのような提供事業者に供給することをアプリストアが許容しているかどうか、ないしはアプリストアがそのようなものを許容しないというような具体的なメカニズムを持っているかどうか。それが、要するに、今回、総務省のSPSIの紹介の部分ともつながっているところがあって、一定のルールを守っているものにアプリストアを限定するかどうかというような問題の形で設計できる問題なのかということになるだろうかと思います。

その点でいくと、違反行為の防止というのは、これもかなり明確にしておかないと、潜在的に利用させると違法行為が発生する確率が少しでも上がりそうなことは全部禁止にするのだとすると、適切なバランスを取ることができなくなってきます。そこで、例えば、今まで起きた幾つかの例は、現に違反行為を行ったようなアプリの利用者にアプリの提供をやめさせたいときにやめさせる手段があるのかないのかというような問題に還元できます。その辺をできるだけ明確にしないといけないと思います。確かにスマホで様々な法令違反行為、ないしは法令に準じた形での不適切行為が行われていて、それを撲滅したいという意欲というのは、私も共有はしていますけれども、今回行っているこの問題との接点になる領域というのを明確にした上で、何をさせたいのかということ考えた上で、もう少し考える必要があるかという気がします。だから、余り独立した形で書くよりは、何かある種制約した形で書けばいいのではないのでしょうか。

それでいくと、この書き方がある程度妥協点となるのか分からないですけれども、法令違反行為というのは、法令違反の防止の部分というのをもう少し丁寧に、詳細に書き込むことも可能かどうかというのを、難しいから結局これに落ち着くような気がするけれども、検討する必要がある。そのような整理です。

利便性に関しても、これは入れないという方向に賛成です。

私の方の意見は取りあえず以上でございます。

○依田座長　ありがとうございました。

お待たせしました。滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員　ありがとうございます。

今のお二人の先生方のお話とも重なる点がありますけれども、まず、スライド13枚目の1、独占禁止法の正当化事由との関係という部分について、独占禁止法と新法の違いとしまして、新法では個別具体的に反競争効果を特定しないとのことですので、これにより反競争効果と正当化事由との間で衡量を行わないことになります。この点に関し、新法は、競争に大きな影響を与えうる指定事業者のみを規制対象とした上で、競争上問題となる行為を特定・抽出してこのように規定しているわけです。したがって、指定事業者がそのように規定された禁止行為を行っているということは、それなりに大きな反競争効果が生じているという前提で、正当化事由の内容、すなわち目的、手段についても考えていく、そういう整理になるのだらうと思います。

そうしますと、目的についても、ある程度重要なものに絞ることになるでしょうし、手段についても、新法の規定ではやや厳しめ、通常の独占禁止法の場合よりも厳格な要件として書かれていますので、先ほどの説明とも整合的だと思います。これが最初の整理の部分に対するコメントです。

次に、政令で定める事項について2番目に書かれていますが、既に御意見があったところですけれども、政令で定める事項と法定されている正当化事由との関係は整理しておく必要があると思っています。今、委員の皆様方から多く出された内容に、法定の正当化事由に入ってくるものもかなりあるのではないかと思います。

ただ、法定の正当化事由である「サイバーセキュリティの確保等」と定められた3点、具体的には、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護それから青少年の保護、これらでどれだけの内容が押さえられるのかというのが必ずしも具体的に明らかではないように思います。

サイバーセキュリティの確保は大体分かるような気もしますが、サイバーセキュリティ法2条の抽象的な文言自体から外縁が明確に画されるようには思われませんし、個人情報保護も同じような問題があるかもしれない。

また、一番不明確なのは、青少年の保護の内容だと思っていまして、これまでの議論やヒアリングを通じて、ペアレンタルコントロールについてはかなり説明があったと思いますが、それ以外で具体的にどのような内容が青少年保護に入ってくるのかという点は十分議論が煮詰まっていないような気がします。この点、先ほどの大内課長の御説明によれば、今議論しているということですがけれども、この辺ももう少し詰める必要があるのではないかと思います。青少

年に関しては、コンテンツの内容、わいせつ性、暴力性、射倖性をどう限定するかとか、そもそあまり広告を出すべきでないとか、年齢に応じた保護態様が問題になる可能性もあるとか、様々な問題群があるように思います。それらにつき、具体的にどのような内容について何ができるのかというのを、法定の正当化事由に関してもう少し詰める余地があると考えます。

それに加えて政令が定める正当化事由がございます。これに関しては、既に先生方がおっしゃった内容と重なりますが、ユーザーの安全性の確保というのが1点目に挙げられておりまして、これについては私ももちろん賛成するわけですが、それがハードウェアとしての端末の安全性の確保に限られるのかどうかという疑問があります。

既に多くの委員の先生方が発言されましたとおり、端末の性能の著しい低下という部分は、ハードの端末の安全性に限らず、ソフトの部分も含まれるのではないかと。単純に安全かどうかというだけではなくて、ハードとしての端末にとどまらずスマホとして使えるか、端末として使えるかというところも確保すべきところなのではないかと。その辺りはEUではインテグリティと言われていると理解していますが、同等の内容が、安全性の確保という言い回しで全部網羅できるかどうかという辺り、誤読を生じさせないかというような御意見もありましたけれども、その辺りを、まず第1点目として指摘いたします。

次に、法令に違反する行為の防止、これは異論の余地がありませんし、川濱先生に御説明いただきました内容にも賛同いたします。まず、法令といっても非常にたくさんあります。もちろん全ての法令が含まれるわけですが、具体的に、例えばどのような法令が問題になると想定できるかを重要なものについて例示できると分かりやすいと考えます。

この点に関し、刑法はもちろん、外為法、知的財産法や、ダークパターンに関するいくつかの法規制、つまり特商法・景表法・消費者契約法などに引っかかる可能性があるだろうということで、この辺りを整理して例示することをお願いしたいと思います。また、例えば、ヘイトスピーチなどを憲法に違反する行為の防止として捉えられるのかといった問題もすぐ出てくるだろうと思いますので、考えておく必要があるように思います。

それから、「防止」の認定が難しい、何でもかんでも防止でやらせてはいけないというのは、川濱先生のおっしゃるとおりだと思いますので、さじ加減が難しい。

この点で、問題になっている法令違反の重大さというのと、防止の措置というのがやはり関係してくるだろうと思います。例えば刑法違反になるような詐欺の防止ということだったら、少し強い措置を採ることも考えられるかもしれませんが、法令違反にも様々ありますの

で、軽微な法令違反で大きな措置を採るのは妥当でない、この点は手段の相当性で問題にできるのかもしれませんが、そうした相関関係も考える余地があるのではないかと思います。

利便性については、そこまで一般的なものは認められないというところには賛成いたしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ユーザーの安全性の確保というところで書かれている内容というのは、もう少し広いものを想定すべきように思っております。

以上になります。

○依田座長　ありがとうございました。

一旦全部頂いた意見は事務局に持ち帰って、きちんと検討いただきますが、今の時点で事務局から何かございましたらお願いします。

○稲葉室長　非常にたくさんの重要な御指摘を頂きましてありがとうございます。

先生方から御指摘いただいたように、政令でどう定めるかというところは、それぞれ法定の目的をどのように解釈するか、どのような問題がそれでカバーできるか次第ということもあるかと思いますので、法定されている三つの要素と政令で追加する要素に関して、ガイドラインの方で具体例も交えながら、具体的にどのようなケースがこれに該当してくるかというそれぞれの考え方、それから第7条、第8条の禁止行為との関係でどのようなことが行われる場合には正当化事由として認められるのかと、これは本日の一つ目のテーマの議論で上沼先生からも、例えばOSの機能を提供するに際して審査を行うというような観点も含めてはどうかという御指摘がありましたが、このようなことも含めて、個別の条項ごとに正当化事由が認められるケース、認められないケースといった考え方もできるだけ具体化していきたいと考えております。

○依田座長　ありがとうございました。

公正取引委員会の資料に対する質疑は一旦ここまでにさせていただきまして、引き続き、総務省様のSPSIについて、委員の方から、伺いたい点等を質問していただければと思っています。どうぞ挙手をお願いいたします。どなたからでも結構です。

川濱先生、お願いします。

○川濱委員　この問題は全く素人なので、非常に興味深いのですが、初歩的なことを教えていただきたいのですが、SPSIの内容は分かりますが、実際のエンフォースメントはどのような形で今行われているのでしょうか。10年単位の実施期限になっているのか、あるいはこれに関する基準を守っているものの認証のようなものがあったりするのでしょうか。

○大内課長 御質問ありがとうございます。

現状を率直に申し上げますと、例えば特段処分性を伴うようなエンフォースメントは特にはございません。あくまで望ましい取組を列挙してきたものではございますけれども、当然ながらこれを改定や振り返るタイミングで、関係事業者からのヒアリングや、検討会での有識者からの御議論を通して、SPSIに沿った対応ができています、新しい課題がある、など公開の場で議論し、文章の形で、意見調整を経て改定をしております。そういう意味では、望ましい取組として行政文書としての一定の法則性を持つ形で世の中にお示しをしているところですが、願わくは、正当化事由の議論との連携を図る中で、指針、メニューとしての位置づけが明確化され、高まっていくことを我々としては期待しております。

○川濱委員 どうもありがとうございました。

できれば、これが何らか最低限度、認証等があるような形になっていけばいくほど、外部からも分かっていいのではないかという気がいたしました。どうもありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

どうぞ、次の方。滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。

ダークパターンの回避の対応についてお伺いしたいと思います。既に先ほどの委員の議論からも分かりますように、ダークパターンについては非常に関心が高いものの、様々な内容があって、そのうち一部しかまだ法律では規制できないということで、今後どう対応していくかが現在進行形で問題になっているわけです。そこで、ここではダークパターンとしてどのような内容が問題になっていて、回避の対応としてどのような形を念頭に置いているのかを教えてくださいたいのと、この点で、例えば消費者庁などと連携している、話し合っているといった動きがありましたら教えていただければと思います。

○大内課長 ありがとうございます。

ダークパターンはまさに直近の改定で追加した部分でございます。我々としても、今後も引き続きアップデートしていかなければいけないと考えているところです。SPSIの本文上は、利用者を欺いたり操作したりするような方法、又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で設計・運営を構築することとしており、基本的には欧州のDSAの規定に準ずる形で関係事業者の予見可能性を高めることとしていますが、当然ながら、実際にどのように実装していくかについては様々な論点があるかと思います。

また、ダークパターンの回避に向けては、官の側だけではなくて民間の側でも様々な取組や議論が行われていると承知しております。

この場や、民間の場も含め消費者庁を始めとする関係省庁と緊密な連携をしており、相矛盾するような情報発信をしないように工夫をしており、引き続きしっかりと説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

どうぞ、次の方。では、石井委員、お願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

今、滝澤委員からダークパターンの御質問があったところですが、利用者情報の取扱いに関するダークパターンの類型を対象にしているという理解でよろしいですか。それとも、今の段階ではダークパターンの範囲を絞っていないということなののでしょうか。ダークパターンに関しては、海外でも様々なレポート等が出ていて、例えば一番有名なところだと、OECDのレポートの中では、Cookieの扱いとの関係でダークパターンに該当するものがあり得るのではないかみたいな整理がなされていたかと思います。いわゆる利用者情報の取扱い、利用者情報が吸い取られるといった文脈での議論なのか。あるいは、DSAを参考にとおっしゃっていましたが、DSAは必ずしも利用者情報に直結するものではないという理解です。むしろプライバシー領域の法令ですとカリフォルニア州の方でダークパターンによる同意は無効だというような整理がされているところでした、射程範囲がよく分からないと思います。その辺をもう一度確認させていただければと思います。

○大内課長 総務省としても諸外国の法令において、様々な議論が行われていることは認識しております。欧州でも様々な規定があり、OECDでの議論があることも承知しております。また、アメリカも連邦法はございませんけれども、様々な州法の中でプライバシーの取扱いが議論されていることも承知しております。我々もダークパターンという言葉に記載したのは初めてですので、そのような取組をベンチマークとしつつ、今後リボルビングしていきながら明確化を図っていかなければいけないと思っております。

この点も含めて、現在行っている総務省の検討の場で、しっかり関係者の御意見をお伺いしたいと思っており、本文上は利用者情報としか書いていないですが、どのように関係者の方により分かりやすい形でお示しできるかは課題だと思っております。

○石井委員 分かりました。またインプットいただければと思います。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、山田委員お願いします。

○山田委員 ありがとうございます。

これは総務省のやられているプロジェクトということですが、ほかの省庁との連携などについて伺いたいのですが、もちろん安全保障とかセキュリティとか様々な側面があって、品目によって、あとアプリの種類によってグラデーションがあるわけですが、GPS情報とか、携帯自体とか国全体のインフラをダウンさせようみたいな攻撃とか、最近、アメリカとか欧州の一部の国で、このビジネスについてはパブリッククラウドを使わせないという話も出てきています。例えば金融庁がどのようにやっているか、例えば銀行のアプリは、セキュリティ面を狙われたらおしまいだからとか、そういう業界ごとにもっとこれよりも厳しい基準をめり張りをつけてやるみたいな会話というのは、霞が関の中でされているのでしょうか。ほかの国に比べると結構弱いというのを仕事の中で実感するのですけれども、それはいかがですか。

○大内課長 ありがとうございます。

他省庁連携について、SPSIの中で、一番議論として長く深いのはプライバシーの部分でございます。当然ながら、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会とは緊密な連携をしており、これまでもこうした指針の策定、運用だけではなく、具体的な漏えい事案の対応など様々な形で連携をしており、当然SPSIの文脈においても、プライバシーの在り方について連携、整合性を図っております。

他方で、総務省は、通信の秘密というものを所管しており、多少厳格な規制があり、独自に少し高いレベルで保護性を高めている部分もあります。そういった観点から総務省が取り組まなければならない部分もありますので、バランスを取りながらメリハリをつけて取り組んでいるところでございます。

セキュリティについても、サイバーセキュリティ基本法の範囲は全省庁並びにサイバーセキュリティの確保とされており、例えばクラウドの利用、パブリッククラウドに関する議論があるのは承知していますが、総務省としても電気通信事業者や放送事業者がクラウドを使うことについてのルールをどうするかについては議論の対象でもあり、金融庁、デジタル庁などでもそれぞれ様々な議論があろうかと思います。そういったこともしっかりと横目で見ながら、考えていきたいと思っておりますけれども、このSPSIではスマートフォン上のセキュリティ

になりますので、その文脈におけるセキュリティの在り方について現時点で規定しておりますけれども、いただいた御意見を踏まえて議論を深めていきたいと思っております。

先ほど山田先生から、カテゴリーは分かるが深さの問題があるといった御意見をいただきましたが、そのとおりだと考えており、その点から先ほど冒頭に申し上げた再構築を図ろうとしているところでございます。

例えばプライバシーポリシーの作成の中でも様々な粒度があり、個人情報保護法で定められているような氏名の公表といったものから、例えば委託先情報の記載といったもの、法律には直接書いていないけれども誰もがやっていること、望ましいことのように、グラデーションがあると考えています。現在のSPSIでは分かりにくいところがあるという御批判もあるので、明確化する議論をしたいと思っておりますので、そういった議論の過程で、先生方の参考になるような考え方が出てくることを期待しておりますし、そして、是非そのような観点からも連携して御意見いただきたいと思っております。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永先生、どうぞお願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。

私も取組の射程を聞くだけですけれども、例えば暴力コンテンツだとかヘイトスピーチだとか偽情報流布みたいなものも対象に入っているかどうか教えていただけたらと思います。お願いします。

○大内課長 ありがとうございます。

この点は伊永先生もおっしゃいましたし、川濱先生もおっしゃったと思っております、法律に規定されている3項目の中では青少年保護が一番典型的だと思いますが、総務省では違法有害情報対策に取り組んでいるところですが、一番難しいのは、違法有害情報と一括りに言っても、明らかに法律に違反している情報、違法情報と呼んでいますけれども、それだけではなく、それに類する・準ずるもの、社会的には許容されない・気持ち悪いけれども違法ではないもの、そして未成年にとっては害があるけれども、大人が見ても問題ないものもあり、様々な価値判断が行われ得るものについては有害情報としてカテゴリー上区分し、中身そのものについて、これがいけない、あれがいけないといった形で行政が介入することには多少抑制的な対応を取ってきたところです。

例えば青少年保護でいいますと、フィルタリングを付けてくださいということは義務化して

も、そのフィルタリングの中身、カテゴリーについては、国は何も言わないとか、様々なバランスを取りながら、例えば表現の自由や、青少年保護という価値観やその他の価値観とのバランスをとりながらやってきたところです。この3項目の中で一番青少年保護が難しいと我々自身思っているところでして、まさにおっしゃったような偽情報などについては、例えば先ほどトクリュウ犯罪のようなものもございましたけれども、その境界線上にあり得る問題も含まれているので、正直なところ、難しいと思っています。

一つのやり方としては、先ほど申し上げたフィルタリングやレーティングなど様々なものがございすけれども、そのようなものを構造的に更新していく中で確保していくというやり方もあるほか、様々な考え方があると思います。SPSIもそういったことを意識してプレーヤーごとに書き分けてはいますが、もし分かりにくいということであれば、もう少し工夫したいと思っております。

もう1点、プラットフォーム上で様々な偽情報や誤情報が行われる際に、そのプラットフォームを提供する者にどれだけの責任があるのかというのは、また別の問題としてございまして、これは我々の中でも、プロバイダ責任制限法、情報流通プラットフォーム対処法という法律は一応ありますけれども、その中で行われても、やはり権利侵害と利用者保護のバランスをどう取るかという議論がありますので、場の提供者やOSの提供者、様々なプレーヤーがいる中で、非常に悩ましい分かりにくい問題にどう対応していくのかは、ただ単に違法情報を載せない、送らないということとはまた別の考慮が必要だったりするのだと思っております。

お答えになっているかどうか分かりませんが、このようなところにしっかりグラデーションをつけながら我々も書いているつもりではありますけれども、御批判があれば是非お受けした上で、より明確化を図っていきたいと思っております。

○伊永委員　ありがとうございます。

明確化の難しさを共有いたしますし、対応も難しいと思いますけれども、是非射程には入れていただいて、正面から取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○依田座長　ありがとうございました。

本当にこの議論は尽きないと思いますし、あと1年2年で、もうすぐAIの話が同じ形でこの議論に乗かってきて、複雑さが増していくので大変だと思いますが、引き続き、是非総務省様と公正取引委員会がコミュニケーションを取っていけば政策は良いものになっていくので、

またよろしく願いいたします。

大内課長様、ありがとうございました。

では、今日の第3議題、第8条各号の論点について、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料1の18ページを御覧いただければと思います。

第8条については、アプリストアに係る指定事業者の禁止行為を、大きく四つ規定しております。

一つ目は、第8条第1号でして、こちらアプリ内課金の際に利用されるシステムについて、指定事業者が提供するもの以外の利用を妨げることを禁止しております。こちらについても、「妨げる」という文言を使っておりますので、先ほどの7条と同様に、ガイドラインでこの考え方の明確化を図っていく必要があると考えています。

具体的には19ページになりますが、第7条と基本的には同様でして、まず一般的な考え方を示しつつ、具体的な事例を示していくということで、具体例に関しては20ページを御覧いただければと思います。

例えば二つ目に書いていますように、これは手数料の設定に係る問題ですとか、また三つ目に記載していますように、警告表示に関する考え方、こうしたものも含めて、今ここには全部で三つしか記載されていませんが、引き続きプラットフォーム事業者、それからプラットフォームを利用している事業者も含めて、関係事業者から様々な声を聞きながら、できるだけ具体例を充実させていくとともに、今御覧いただいています具体例についても、もう少し記載ぶりをブラッシュアップしていきたいと考えております。

次に、21ページになります。第8条第2号の規制についてです。

こちらは、アプリの中で使うデジタルコンテンツなどをウェブサイトを通じて販売している場合に、そのウェブサイトにおける価格その他の情報について、アプリで表示をすることですとか、また、アプリからウェブサイトに移動できるようなリンクを貼ることなど、そのような利用を拒むことを禁止している規定になっております。

これについても、第2号のロのところ、こうした利用制限などを通じて、ウェブページを通じて商品、役務を提供することを妨げることを禁止しておりますので、こちらについても「妨げる」の解釈の明確化を図っていききたいと考えております。

それに加えて、こちらについては幾つか下位法令に委任しているものもありますので、その部分についても検討が必要です。

関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供する場合に準ずるものについて、政令で規定をするということになっておりますので、具体的にどのようなケースが考えられるかということですが、こちらについては、法律の条文上、まずは、例えばということで例が三つ、※で書いていますが、法律の条文では、基本的なものとして、例えばゲームアプリで消費されるアイテムをアプリ内で販売しつつ、ウェブでも販売している場合ということが規定をされていますが、こうしたものに準ずるものとして、下に書いていますように、一つ目として、いわゆるリーダーアプリのようなアプリです。アプリ内ではデジタルコンテンツを一切販売しておらず、ウェブページなどで購入したでデジタルコンテンツをアプリで利用する場合。

それから二つ目としまして、アプリ内でデジタルコンテンツを販売しているが、そのコンテンツと同一ではないものをウェブページで販売している場合。こうしたものも、この政令で定めるということが適當ではないかと考えております。

23ページですが、2番目として、「本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能」として、公取規則で規定するものについては、いわゆるリンクアウトの機能を定めることが適當ではないかと考えております。

さらに、3番目といたしまして、「妨げる」ことに関して、先ほどの8条1号や7条と同様に、一般的な考え方を示しつつ具体的な事例をできるだけ充実させていきたいと考えております。

次に25ページを御覧ください。

第3号の規定ですが、こちらはブラウザエンジンについて、指定事業者が提供するもの以外の利用を妨げることが禁止をされております。

こちらにも同様に「妨げる」という文言が用いられておりますので、この「妨げる」についての解釈の明確化を図るということで、26ページに書いておりますが、先ほどの8条1号・2号などと同じように、一般的な考え方を示しつつ具体的な事例を示していきたいと考えております。

最後になりますが、27ページ、第8条第4号の規定になります。

こちらは、いわゆるソーシャルログインのサービスに関して、指定事業者自身が提供するものを表示することを条件とするということで、自社のソーシャルログインサービスの利用を強制するようなことを禁止する規定になっております。

こちらについても、この考え方を明確化するというので、28ページの二つ目のポツに書い

ていますように、利用者確認の方法について、利用規約などにおいて条件としていなければ本号の問題とはならないといった考え方を示しつつ、三つ目に書いておりますように、他方で、例えばアプリストアの事前審査を通じて指定事業者が提供する利用者確認の方法を表示するように強制をするといったことに関しては、この「条件とすること」という文言に含まれると、このような形で解釈を明確化して、ガイドラインの方でもその考え方をしっかりと書き込んでいくことができればと考えているところです。

説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

まず、第8条について、法律的な建て付けについて優先的に議論させていただければと思いますので、やはりここはまず競争政策・競争法、そのほかの観点から法律的な議論のお考えを聞ければと思っています。

また、最初の第1議題と同じような流れで、滝澤委員、何か最初に御発言があったらお願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。

この部分に関しては、私としても十分詰められておらず申し訳ありませんが、特に「妨げる」の解釈につきましては、先ほど議論されたところと同じだと思いますので、特に意見はございません。

むしろ、これから申し上げますことは新法の解釈運用からは少し離れてしまうのですが、第7条のところでも御提案があったところですが、開放された場合に、開放により参入する事業者が、例えば8条1号ですと、支払管理役務を新たに運用するようになる事業者についても一定のセキュリティを確保できるようにしておくことがユーザーにとって大事だと思いますので、このガイドラインに書き込むのか、別途何か行動指針のようなものを制定するか分かりませんが、何か一定の質を担保するよう促すものを開放により参入する事業者に対して統一的にお示しすることができればよいように感じます。これはユーザー視点ということですから、すけれども。

それから、同じような観点で、例えば支払管理役務について言えば、今までAppleないしGoogleの決済であれば一元的に管理できたものが、様々なところで支払いすることによって、分かりにくくなってしまうということがあります。これもこの新法に直接関係するわけではないですけれども、ユーザーの取引の安全の確保という観点からすると、どこかで一元的に管理

できる方が望ましいと思われまして、その辺りを何か新たに参入する事業者たちが相互連携するなりそれを後押しするなりといった対応を検討できないかと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

では、また引き続き、川濱先生、伊永先生の順で、何かございましたらお願いします。

○川濱委員 どうもありがとうございました。川濱です。

私も、8条1号の部分で、ここもまたガイドラインに書き込む内容が三つで、これが今後、「妨げる」行為がどのような行為になるかということが含まれていることだろうと思います。

私自身は、この1号に関しては今そのくらいで、この「妨げる」行為の例示は現在3点なので、もう少しほかにどのようなものがあるかということ、私も考えてみたいと思います。まだ少し生煮えの状態で申し訳ございませんが、以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、ありましたらお願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。

26ページのところですが、ブラウザエンジンのところが特に重要だと思っています。

最初の矢尻の印ですけれども、契約上の条件や技術的な制約を課すなどによって、事実上困難にさせる行為を含むものとしてはどうかとありますが、自社以外のブラウザエンジンの利用についてアプリストアを通じて介入するわけですから、「利用を事実上困難にさせる」というところを入れなくても、契約上の条件だとか技術的な制約を課すこと自体が「妨げる」でいいのではないかと思います。

8条に関しましては、ただし書きが付いていて、サイバーセキュリティ等のための正当化事由は認められておりますので、そのようなものはいずれにしても除かれるということだとすれば、必要な契約上の条件や技術的な制約というのは正当化されますので、そうでないものについては、条件を付けたり制約を課したり、つまり機能制限をするということですが、それ自体が「妨げる」と直接的に言っているのではないかと思います。

○依田座長 山田先生、どうぞお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。

二つあって、この中の全部開放しなければいけないという書きぶり、読み方ですけれども、みんな敵対する関係というのを前提にやっていますけれども、この業界は結構様々な乗り後れ

てしまった日本企業とかが、やはりこれを研究しましょう、一緒に様々なものを開発して、そのときはこのようにやりましょう、ということでレベニューシェアなどもあるかもしれないのですけれども、そのような場合というのは、縛られる側が逆に納得して、一緒に協力してR&Dをやりたいと言っているのです、妨げるという理解ではないですよ。そこまで手を縛ってしまうと、恐らく日本企業の方からも、やりたい企業からは反発が出るだろうということが一つ伺いたくて、もう一個は、セキュリティのことですけれども、もうお聞きになっているかもしれませんが、Yahooのアウトリンクの話は欧州で、コミッションがセキュリティの問題は起こってから考えればいいということで始めたものの、結局やはりウェブの方がアプリ以上にコントロールできない。なので、このアプリをやるのであれば、ウェブサイトのセキュリティもある程度、先ほどの総務省の項目にも関係してくるのですけれども、ウェブサイト自体も何とかしてくれ。結局、緩いウェブサイトは本当に、私もこうやって入れるのだというのを見せてもらって、ああ、入れるねみたいな、そのようなウェブサイトはやはりありますよね。そこをサポートするなら、そこでフィーを課しているのかとか、その議論を個別のOS事業者とちゃんとされているのかよく分からないのですけれども、ローアンダーを上げてというよりは、もう少し手厚く日本ではやるべきではないかと思います。これは意見です。

以上です。

○依田座長　ありがとうございます。

では、上沼委員、どうぞ。

○上沼委員　では、上沼の方から。

支払管理役務の関係で、増田委員は退席されたのですけれども、以前、消費者が複数の支払手段を使うと、どこで払ったか分からなくなることが実際に起きているということをおっしゃっていました。これに関連して20ページの三つ目の○で、ポップアップに関する記載があったと思います。

これは利便性を説明して、指定事業者の支払管理役務を利用するように誘導するポップアップを表示するというのが駄目ということなので、単純にここからはうちのサービスではありませんというポップアップを出すことは大丈夫だとは思いますが、サービス提供者が区別できるようにすることが非常に重要だと思うので、その点については留意していただけるといいかと思います。

○依田座長　ありがとうございます。

では、一旦ここまでにして、今まで非常に論点が多岐にわたりましたが、事務局から何かございましたらお願いします。

○稲葉室長 大変多くの点を御指摘いただきましてありがとうございます。時間も限られておりますので、全てについてこの場で一つ一つお答えするのは難しいのですが、頂いた御意見を踏まえて、「妨げる」の解釈も含めてガイドラインでどのように落とし込んでいくことができるかということは、これからよく検討していきたいと考えております。

それから、ユーザーにとって分かりやすいようにするというところは、これは基本的にはアプリを開発している事業者においてどのような対応を取るかと、さらに、支払管理役務を提供している事業者がどのような対応を取るかというところ次第かと思っております。この法律との関係で、例えば個別アプリ事業者に対して何か一元管理できるようにするというのを義務づけるというところまでやるのは難しいと思っております。御指摘の点は非常に重要な点だとは思っておりますので、このガイドラインですとか、それからスマホ新法の枠組みでできること、できないことをよく整理した上で、できないことに関しては、別途どのような対応が必要か、可能かということを今後検討していくことができればと考えております。

取りあえず以上になります。

○依田座長 本日は、スマホ新法の中核的な規定とも言える第7条及び第8条に関して、正当化事由も含め、委員の皆様において活発に御議論いただきました。事務局においては、本日委員から出された御意見等も踏まえながら、引き続き政令及び公正取引委員会規則の制定やガイドラインの策定に向けて、具体的にどのように規定するかということを含め検討を進めていただければと思います。

また、正当化事由については、先ほども申し上げたとおり、本日の議論も踏まえ、次回以降、より具体的な議論を行っていきたいと考えています。

では、最後に、事務局から事務連絡等をお願いいたします。

○稲葉室長 本日も大変活発な御議論いただきましてありがとうございました。今、座長からもありましたように、本日御議論いただいたことも踏まえて、また今日の議論の中でも、関係事業者とよく調整していく必要があるといった御指摘もありましたが、我々は並行して関係事業者とも様々なレベルでのやり取りをしているところですので、そうしたことも並行してやりながら、今後、政令規則ガイドラインにおいて、具体的にどのように落とし込んでいくかという検討を引き続き進めていきたいと考えております。

次回については、既に御連絡をしていますように、２月７日に第７回の検討会を開催させていただければと思っております。議題等については、追って詳細を御連絡いたしますので、またよろしくお願いいたします。

○依田座長　ありがとうございました。

委員の皆様には、いつも過酷な会議を強いて申し訳ないのですが、本当に今日もどうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。